

第2編 災害予防計画

第2編 災害予防計画

第1章 防災思想の普及啓発

第1節 自主防災思想の普及啓発

「自らの身の安全は自らが守る」が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自分の身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、初期消火を行う、近隣の負傷者、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する要配慮者を助ける、避難施設で自らの活動する、あるいは国、県、市及び防災関係機関が行っている防災活動に対する協力などが求められる。このため、市等は、自主防災思想の普及啓発の徹底を図るものとし、そのために重点課題の設定や関係機関の連携等を戦略的に行っていく。その際、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するものとする。

第2節 防災知識の普及啓発

第1項 市

防災対策を円滑に実施するため、市職員をはじめとした防災関係職員の研修を行う。

また、学校教育、社会教育等における防災教育の充実を図るとともに、一般住民に対しては、災害に対する正しい知識の普及啓発を図る。

1 市職員に対する教育

市職員として行政に取り組む中で、防災対策を積極的に推進するとともに、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えについて、研修会等を実施する。

実施する内容は、概ね次の事項が考えられる。

- (1) 災害に対する基礎知識
- (2) 市防災計画に示す災害対策
- (3) 特別警報・警報・注意報発表時及び発災時に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担、情報収集・伝達）
- (5) 家庭における災害対策と自主防災組織の育成強化対策
- (6) 災害対策の課題その他必要な事項

上記のうち、(3)及び(4)については、年度当初に各所属において、十分周知しておくものとする。また、各対策部は、所管する防災対策活動について、所属職員に対し教育を行うものとする。

2 児童生徒に対する教育

市教育委員会は、各学校に対し児童生徒に対する防災教育に関する指導計画の作成と、その実施を指導する。

- (1) 学級での授業、学校行事等教育活動全体を通じて災害の基礎的な知識、災害発生時の対策、応急手当の習得等の指導を行う。
- (2) 特に避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒の発達段階や立地条件等地域の特性に応じた指導を行う。
- (3) 写真、イラスト及びハザードマップ等を活用して、児童生徒が危険を予測し、情報を判断する防災対応能力の育成に取り組む。

3 市民に対する普及啓発

避難情報発令時、特別警報・警報・注意報発表時及び発災時に、市民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害についての正しい知識や防災対応について、イベントの開催、市広報誌、パンフレット、ハザードマップ等を活用して、情報を発信する。

ドマップ、ポスター、インターネット及び報道媒体を活用し、県と協力して次のようなことを普及啓発する。

(1) 家庭での予防・安全対策

- ア ハザードマップ等を用いた災害リスクの確認
- イ 災害リスクを踏まえた避難行動や避難先の確認
- ウ 2～3日分の食料、飲料水等の備蓄
- エ 非常持出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- オ 消火器の普及
- カ 保険・共済等への加入

(2) 防災気象情報、避難に関する情報、5段階の警戒レベルに対応した取るべき行動

(3) 避難場所での行動

(4) 避難所等における性暴力・DVを防止する意識の啓発・普及

(5) 災害時の家庭内の連絡体制の確保

(6) 災害時の地域内の避難体制の確保

(7) その他

- ア 災害の基礎的知識、長門市の災害発生状況
- イ 市の防災対策
- ウ 浸水、土砂災害危険予想地域、災害危険区域の情報
- エ 避難地、避難路その他避難対策
- オ 応急手当等看護の知識
- カ 要配慮者対応

4 各種団体等に対する普及啓発

(1) 市及び市教育委員会は、女性団体、PTA、青少年団体、高齢者団体、その他の団体を対象とした各種研修会、集会等を通じて、防災に関する知識の普及啓発を図る。なお、啓発に当たっては、各団体の性格等を考慮して行う。

(2) 各種団体が開催する研修会、講習会において、防災について取り入れるよう要請し、防災思想の普及啓発を促進する。

5 防災アセスメントの実施

地域の防災的見地から防災アセスメントを実施し、防災マップ（各種ハザードマップ）、地区別防災ルート、災害時の行動マニュアルを作成するなど、住民の安全確保に努めるものとする。

第2項 防災関係機関

防災関係機関においては、市に準じて職員に対する防災教育を実施する。

第3節 災害教訓の伝承

県及び市は、過去に発生した大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、県及び市はその取組を支援するものとする。

第2章 防災活動の促進

第1節 消防団（水防団）の育成強化

第1項 消防団（水防団）の組織

消防団は、消防組織法の規定により設置された消防機関であり、地域社会の防災を担うという使命感に基づく住民により構成された組織である。

水防団は、水防法の規定に基づき、水防管理団体である市がその区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならぬが、当市においては、消防機関で処理できるものとする。

[資料編] 2-2-1① …消防団組織表

[資料編] 2-2-1② …分団及び部隊の名称及び区域組織表

第2項 消防団の活動・育成強化

消防団は、常備消防とともに地域における消防防災活動の中核として重要な役割を果たしており、常備消防と連携しながら消火活動、救助活動、水防活動等を行っている。

また、発災時における初期対策等防災活動に大きな期待が寄せられていることから、消防団・水防団の活性化を推進し、その育成を図っていく必要がある。

- 1 消防団（水防団）の活性化等その育成強化を行い、団員確保のため、青年層を対象に、消防団への参加を促進するとともに、地域内事業所との連携に努める。
- 2 消防団（水防団）の拠点となる施設、装備及び水防資機材の充実を図る。
- 3 消防団活性化総合計画を策定する。

第2節 自主防災組織の育成

第1項 市

- 1 自主防災組織の設置育成は、災害対策基本法の規定に基づき推進する。

また、自主防災組織は、災害発生当初の緊急時における初期活動を迅速に行い、被害の防止及び軽減が図られる。

- 2 自主防災組織が実施する活動について、積極的に指導援助を行う。

(1) 自主防災組織の設置推進

ア 地域住民を対象とする自主防災組織の育成

地域住民を対象とする自主防災組織については、行政区単位、消防部隊管轄単位等が考えられるが、住民が無理なく活動できる規模とすることが望ましい。

(ア) 住民が、連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模で組織する。

(イ) 地理的状況、生活環境等からみて、住民の日常生活上の基礎的な地域として一体性を有する規模で組織する。住民が自動的、積極的にその組織に参加し、実効ある活動を行うために、住民が参加しているコミュニティ団体等の既存の組織を自主防災組織として育成する。

イ 大規模な人的、物的被害が発生する危険性を有している事業所等における自主防災体制の強化

(ア) 学校、病院及び商業施設等多数の者が利用する施設を対象とした防火管理体制の強化を図る。

(イ) 危険物施設及び高圧ガス施設等を対象として、自衛消防組織の育成を図る。

(ウ) 数多の従業員がいる事業所で、組織的に防災活動を行うことが望まれる施設を対象とした自衛消防隊の育成を図る。

- (2) 防災資機材等の整備促進
自主防災組織の活動に必要な防災資機材及び活動拠点等の整備を促進する。
- (3) 防災資機材の操作方法の講習等
防災資機材の操作方法の講習会、応急手当の講習会等を実施し、自主防災組織の指導援助に努める。
- (4) 防災知識の普及啓発
広報、ケーブルテレビ等を利用し、地域住民の防災に対する関心を維持していく。
- (5) 自主防災リーダーの育成
消防本部及び消防団と協力して、コミュニティ団体等の研修会を活用し、自主防災リーダーの育成に努める。

第2項 自主防災組織

自主防災組織は、市防災計画に基づき、平常時、災害時において効果的な防災活動を行うように努める。また、防災活動のみに限定することなく、平常時の活動についても工夫し、自主防災組織の形骸化防止に努める。

1 平常時の活動

- (1) 防災知識の普及
- (2) 防災訓練の実施、各種訓練への参加
- (3) 火気使用設備器具等の点検
- (4) 防災用資機材等の整備

2 災害時の活動

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 率先避難や避難の呼びかけの実施
- (3) 初期消火等の実施
- (4) 救出・救護の実施及び協力
- (5) 避難誘導の実施
- (6) 炊き出し、救助物資の配布に対する協力

[資料編] 2-2-2 …自主防災組織一覧表

第3節 自主防犯組織の育成

地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織の育成を図るとともに、訓練の実施、資機材等に関し、助成その他の支援を行うもとする。

第4節 企業防災活動の促進

企業は、災害時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等）を十分認識して、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備及び防災訓練等を実施するなどして、企業防災の推進に努める。

1 市（防災危機管理課）は、こうした取り組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（B C P）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に努めるものとする。さらに、企業の防災意識の高揚を図るため、さまざまな機会を捕らえ企業防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動に積極的に参加するよう、普及啓発、協力要請を行っていく。

また、災害時においては、市及び県、関係機関等と企業が連携し、協力して、迅速・的確な防災対応を

行う必要がある。

- 2 優良企業の表彰を行うなどして、企業防災の防災意識の高揚を図る。

第5節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

市防災会議は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第3章 防災訓練の実施

第1節 訓練の内容

第1項 市

市（防災危機管理課）は、県、他の市町及び防災関係機関と共同して又は単独で、次の訓練を実施する。

1 総合防災訓練

- (1) 大規模災害の発生を想定し、災害発生後における市及び防災関係機関等が実施すべき各種応急対策の実践を通じて、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力、連携体制の確立など地域防災計画の検証を行う。
- (2) 訓練内容としては、地域の特性や防災環境の変化に対応した訓練とし、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定することに努めるものとする。

市及び県	防災関係機関	自主防災組織・住民
<ul style="list-style-type: none">・災害対策本部設置運営・情報の収集伝達・広報・避難誘導・要配慮者安全確保等 (避難支援)・避難所・救護所設置運営・応援受入・食料、飲料水、医療その他の救援活動 (道路啓開、交通規制)・自主防災組織等の活動支援・広域応援協定に基づく広域合同訓練等	<ul style="list-style-type: none">・情報伝達・広報等・消火活動・救助・救急・医療救護・ライフルイン施設応急復旧・救援物資輸送	<ul style="list-style-type: none">・初期消火・応急救護・炊き出し・避難・避難誘導・要配慮者安全確保等 (避難支援)

2 個別防災訓練

(1) 情報の収集、伝達訓練

大規模災害発生時には、特に被災地の概況の早期把握が重要となることから、防災関係機関等と協力して実施する。

(2) 職員の参集訓練

大規模災害を想定した参集訓練を定期的に実施する。

(3) その他個別防災訓練

大規模災害を想定した個別防災訓練（物資輸送訓練など）について、県、防災関係機関及び民間団体等と協力し実施する。

3 広域防災訓練

広域応援協定をより実行あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ、協定締結地方公共団体間の連絡体制を確保するために、広域防災訓練の実施に努める。

4 通信訓練

非常時における緊急連絡体制の強化を図るため、防災行政無線（地上系・衛星系）等を使用して気象予警報等の伝達を主体とした通信訓練を実施する。

5 訓練後の評価

訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、今後の活動に反映していく。

第2項 防災関係機関

それぞれの機関が定められた計画（防災業務計画）をもとに、緊急対策、応急対策、復旧対策活動等実施する上で円滑な対応がとれるよう訓練計画を作成し、必要な訓練を実施する。

第3項 事業所、自主防災組織及び住民

大規模な災害が発生した場合において、貴重な人命・財産の安全を確保するには、市民の協力が必要不可欠である。このため、市民に対し、災害時に的確な行動がとれるよう様々な機会をとらえて訓練を実施する。

1 事業所（防火管理者）における訓練

学校（幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校等）、病院、社会福祉施設、工場、スーパー、旅館、商業施設及びその他消防法で定められた事業所（施設）の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練、消火訓練、通報訓練を実施する。

また、地域の一員として市、消防署及び地域の防災組織の行う訓練に参加するよう努める。

2 自主防災組織における訓練

各自主防災組織は、地域住民の防災意識の向上及び防災関係機関との連携を図るため、市及び消防本部の指導を受け、訓練を実施する。

訓練内容は、避難、初期消火、応急救護、要配慮者の安全確保、避難所運営等について実施する。

3 住民の訓練

住民一人一人の災害時の行動が重要性に鑑み、市、県及び防災関係機関が実施する防災訓練への積極的な参加を求め、防災行動の習熟、防災知識の普及啓発、防災意識の高揚を図るよう努めるものとする。

第4章 自然災害に強い地勢の形成

第1節 地勢の現況と保全対策

第1項 治山

1 現況

本市は、保水性に乏しい花崗岩風化土地帯が広く分布するなどの地質的条件に加えて、松くい虫の被害や湧水の影響により荒廃林地が多い。

森林の公益的機能がとくに強く要請されている地域を保安林として指定しており、その面積は10,883ha（水源かん養林68.1%、土砂流出防備林26.3%、魚つき林3.9%、保健林1.6%、土砂崩壊防備林・防風林0.1%）で森林面積の約40.5%に相当し、治山施設の設置や森林の整備が必要である。

2 対策

森林の維持、造成を通じて、山地に起因する災害の復旧整備・未然防止を図るため、治山事業による治山施設の設置と機能が低下した保安林の整備などを計画的に推進する。

第2項 砂防

1 現況

市の地形は、山地面積が全面積の76%を占め、河川は一般に流路狭小、勾配急峻なものが多く、また地質的にも大半が風化しやすく浸食に弱い花崗岩地帯であるため、土石流発生、地すべり、急傾斜地崩壊の危険性が高い。向津具半島部は典型的な第三紀層地すべり地帯を形成している。

砂防指定地は、27水系80溪流119か所で指定されている。地すべり地帯、急傾斜地では梅雨期・台風の中豪雨により被害を受けることが多い。

2 対策

急傾斜地崩壊、地すべり等の土砂災害から住民の生命、財産を守るために、砂防ダムの新設、地すべり防止区域や急傾斜地崩壊地区の指定を促進し、土砂災害の防止を推進する。

特に、学校施設及び社会福祉施設等いわゆる要配慮者施設が所在する危険箇所については、重点的に指定を促進し、事業実施の要望を促進する。

第3項 河川

1 現況

本市の河川は、深川川を最大とし、県が管理する2級河川が28河川、市管理河川が174河川となっている。これらの河川は、掛渕川をはじめとして、河川改良があまり進んでおらず、家屋の浸水、農作物への大きな被害が発生することがあり、改良の促進が必要である。

2 対策

河川の整備は、市民の生活環境の改善に資することが多大なものがあることから、山地の開発に対応し、その整備を推進する。

また、水利用の高度化に伴う水利の安定、河川の浄化、河川敷の適正利用等河川管理の適正化を図り、水害に備えた水防体制の強化を図る。

第4項 海岸

1 現況

本市の海岸線は、全長140.403kmに及び、急峻な海岸線に集落や港湾漁港施設が点在しており、近年、海岸の浸食が急速に進んでいる。

2 対策

漁港等海岸保全区域については、海岸保全施設によってほぼ防護されているが、それ以外の海岸保全区域については、冬季の波浪の影響が大きいので、海岸の浸食を防止するため、護岸、砂防挺堤等の築造と

補強を重点的に事業の促進を図る。

第5項 ため池

1 現況

本市の農業用ため池は、今日も重要な農業用水源として、また、洪水調節や自然環境保全に寄与しており、その数は、1,145箇所を数える。

2 対策

ため池の決壊は、農地の流出はもとより、市民の生命・財産に重大な被害をもたらすことから、ため池災害を未然に防止することは、市民生活の安定と環境保全の上から極めて重要である。このため、農業用ため池の実態把握に努め、下流への影響度や老朽度に応じ、ため池管理者と連携を密に計画的な整備と水防防災体制の確立を図り、ため池災害の未然防止に努める。

第2節 災害危険区域の設定

第1項 設定の目的

河川、海岸その他土地の状況により、洪水、高潮、地すべり、山崩れ、火災その他異常な現象により災害の発生するおそれがある地域について、災害発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐための必要な対策及び事前措置を的確に実施するために、あらかじめ調査を実施し、その実態を把握するものである。

第2項 危険区域の設定

河川 海岸 関係	設定の基準 河川及び海岸について、洪水による災害予防に重点をおくべき区域として、次のいずれか1つの基準以上のものを設定した。 (1) 河川又は海岸の堤防の決壊又は溢水箇所の延長が100m以上 (2) 人的被害のあるもの (3) 耕地被害が10ha以上のもの [資料編] 2-4-2① …重要水防箇所（河川・海岸）
漁港 区域 関係	設定の基準 背後に人家又は耕地等を有する海岸について、波浪・高潮・洪水等による災害予防のため、次のいずれかに該当するものを設定基準とする。 (1) 天然海岸の地盤高又は護岸天端高が既往最高潮位以下のところ (2) 護岸が老朽又は貧弱等で崩壊のおそれがあるところ [資料編] 2-4-2② …港湾施設（漁港施設）の危険水準

地すべり防止区域	<p>設定の基準（地すべり等防止法3条）</p> <p>(1) 地すべり区域（地すべりしている地域又は地すべりするおそれの極めて大きい区域）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは、誘発し又は助長し、若しくは誘発するおそれの極めて大きい地域の面積が5ha（市街化区域（市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域にあっては用途地域）にあっては2ha以上）で、次の各号のいずれか1つに該当するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 多量の崩土が、溪流又は河川に流入し、下流河川に被害を及ぼすおそれのあるもの イ 鉄道、県道以上の道路又は迂回路のない市道、その他公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの ウ 官公署、学校、病院等の公共建物のうち、重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの エ 貯水量30,000m³以上のため池、関係面積100ha以上の用排水施設若しくは農道又は利用区域面積500ha以上の林道に被害を及ぼすおそれのあるもの オ 人家10戸以上に被害を及ぼすおそれのあるもの カ 農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあるもの <p>(2) 前項の基準に該当しないが、家屋の移転を行うため、特に必要がある場合。</p> <p>[資料編] 2-4-3① …地すべり危険箇所</p> <p>[資料編] 2-4-3② …地すべり防止区域</p>
防災重点ため池	<p>設定の基準</p> <p>決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池。（※浸水区域については、貯水量と地形から推定することとし、これにより難い場合は、氾濫解析をもとに浸水想定区域図を作成し、判定するものとする。）</p> <p>「人的被害を与えるおそれ」に関する具体的な基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの。 ②ため池から100～500mの浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量1,000m³以上のもの。 ③ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量5,000m³以上のもの。 ④地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から県及び市が必要と認めるもの。 <p>[資料編] 2-4-3③…危険ため池・防災重点ため池</p>
危険ため池	<p>設定の基準</p> <p>(1) 危険ため池であって、次のいずれか1つ以上に該当し、早期に補強等を必要とするものでため池が決壊した場合人家1戸以上又は重要な公共施設に直接被害が及ぶおそれのあるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 堤体の老朽化及び断面不足（堤体等から漏水、余裕高不足、天端幅不足、法面勾配不安定、法面浸食） イ 取水施設の老朽化（斜樋及び底樋の破損又は漏水） ウ 余水吐の老朽化及び断面不足（破損又は断面不足） <p>(2) 設定の状況</p> <p>ため池の実態調査により、危険ため池と判定されたもの及びため池整備事業等で継続実施中のものを設定している。</p> <p>[資料編] 2-4-3③ …危険ため池・防災重点ため池</p>
山地災害危険地区	<p>設定の基準</p> <p>山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区及び地すべり発生危険地区から流出する土石による危害が人家1戸以上又は公共施設に直接及ぶおそれのある地区で緊急度によりA、B、Cに区分する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 山腹崩壊危険地区…崩壊が発生し、又は崩壊の危険のある山腹及びそれに接続する地区 (2) 崩壊土砂流出危険地区…溪流において、山腹崩壊又は地すべりにより発生した土砂が土石流等となって流出するおそれがある地区 (3) 地すべり発生危険地区…地すべり防止地区に指定された箇所又はそれ以外の箇所で指定基準に相当し、現に下流に被害を与え又は与えるおそれのある地区 <p>[資料編] 2-4-3④ …山地災害危険地区</p>

砂防指定地	<p>設定の基準 砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地で国土交通大臣が指定したもの。</p> <p>[資料編] 2-4-4① …砂防指定地表</p>
急傾斜地崩壊危険区域	<p>認定の基準（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条） (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則第1条の2) 崩壊のおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者の危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、有害行為を制限する必要がある土地で次の(1)、(2)のいずれにも該当するものを含む地域で知事が指定したもの (1) 高さが5メートル以上であること (2) その崩壊により、5戸以上の人家又は官公署、学校、病院等に危害が生ずるおそれがあること</p> <p>[資料編] 2-4-4② …急傾斜地崩壊危険区域</p>
道路橋梁部区間	<p>設定の基準 異常気象時において主に大雨・強風により地すべり、土崩れ、沢崩れ、落石、崩土、河川の増水等が発生し、道路の通行が著しく危険であると予想される区間を想定した。 なお、時間雨量、連続雨量及び平均風速等により、区間ごとに通行規制を行っている。</p> <p>[資料編] 2-4-4③ …異常気象時通行規制区間及び通行規制基準</p>
災害による孤立危険地区	<p>設定の基準 災害を受けた場合次に該当する地区を想定。 (1) 道路、橋梁が決壊すると迂回路がない地区 (2) 長時間通信連絡、交通が途絶することが予想される地区</p> <p>[資料編] 2-4-4④ …災害による孤立危険地区</p>
土砂災害警戒区域	<p>設定の基準 知事が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定する急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域として次の基準に該当するもの。</p> <p>(1) 急傾斜地の崩壊 ア 傾斜度が30°以上で高さが5m以上の区域（急傾斜地） イ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域 ウ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域</p> <p>[資料編] 2-4-4⑤ …土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）</p> <p>(2) 土石流 土石流の発生のおそれがある渓流において、扇頂部から下流の部分及びこれに隣接する部分で勾配が2°以上の区域</p> <p>[資料編] 2-4-4⑥ …土砂災害警戒区域（土石流）</p> <p>(3) 地すべり ア 地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのある区域） イ 地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は250m）の範囲内の区域</p> <p>[資料編] 2-4-4⑦ …土砂災害警戒区域（地すべり）</p>

土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域	設定の基準 知事が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定する警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造を規制すべき区域として定める次の基準に該当するもの。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動又は堆積により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生じることなく耐えることのできる力の大きさを上回る土地の区域 (2) 土石流により建築物に作用すると想定される力の大きさが、通常の建築物が土石流に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生じることなく耐えることのできる力の大きさを上回る土地の区域 (3) 地すべり地塊のすべりに伴って生じた土石等の移動により力が建築物に作用した時から30分間が経過したときにおいて建築物に作用すると想定される力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生じることなく耐えることのできる力の大きさを上回る土地の区域等
--	--

第3項 土砂災害の予防

1 山地災害危険地対策

(1) 山地災害危険地区の調査

山腹崩壊、土石流及び地すべり等による災害が発生するおそれがある地区を調査し、その実態を把握する。

(2) 治山事業の実施等

山地災害危険地区調査等に基づく山地災害危険地区及び人家・公共施設等に近接する山地については、現況を十分把握し、適宜関係機関と調整を図り、治山事業の実施、危険地の周知等の措置を講ずる。

2 土石流予防対策

(1) 砂防指定地の指定

土石流危険渓流等の土砂等の生産、流送若しくは堆積により、渓流、河川若しくはその流域に著しい被害を及ぼす区域を砂防指定地に指定する。

(2) 土石流対策の実施

砂防指定地内における土砂の掘削、立竹木の伐採等治水砂防上有害な行為を制限するとともに、荒廃渓流における砂防ダム・護岸工等の砂防施設の整備を推進する。

3 地すべり予防対策

(1) 地すべり防止区域の指定

地すべりしている地域及びその隣接地域のうち地すべりの発生を助長する地域での公共の利害に密接に関連を有するものを地すべり防止区域に指定する。

(2) 地すべり防止対策の実施

地すべり防止区域内では、切土・盛土等の行為を制限するとともに、地下水排除工等地すべり防止施設の整備を推進する。

4 がけ崩れ予防対策

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

崩壊のおそれのある急傾斜地及びその隣接地域のうち急傾斜地の崩壊を助長する区域で相当数の居住に危害が生じる地域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

(2) 崩壊防止対策の実施

急傾斜地崩壊危険区域では、急傾斜地の崩壊を助長するような行為を制限するとともに、擁壁等の急傾斜地崩壊予防施設の整備を推進する。

5 土砂災害危険箇所に対する警戒避難体制の整備

土砂災害危険箇所付近の住民に対して、異常な状況の早期発見に留意するよう啓発するとともに、警戒区域・避難施設その他の避難場所及び避難路等土砂災害に関する情報の整備並びに提供に努める。

また、土砂災害警戒区域に指定された場合は、住民に対して当該警戒区域における警戒避難体制の整備に関する情報の提供に努める。

第4項 地盤災害の予防

1 液状化危険地域の予防対策

沖積層の堆積している地域では、その地質と地下水の条件により地盤の液状化現象が発生し、建築物や地下埋設物等に対して被害をもたらす可能性がある。

- (1) 県、市町及び公共・公益施設の管理者は、施設の設置に当たっては、地盤改良により液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を実施するほか、大規模開発に当たっても十分な連絡・調整を図るよう努めるものとする。
- (2) 個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてマニュアル等による普及を検討していく。

2 造成地の予防対策

造成地に発生する災害の防止については、宅地造成開発許可及び建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。

また、造成後は巡視等により違法開発行為の取締り、梅雨期や台風期前の巡視強化及び注意の呼びかけを行うなどして、災害の防除に努める。

3 災害防止に関する指導基準

(1) 災害危険度の高い区域

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の各区域内の土地については、都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めない。

(2) 人工崖面の安全措置

宅地造成により生じる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

(3) 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

第3節 防災パトロールの実施

第1項 調査の目的

災害に対する地域の特性と実態を把握し、被害の未然防止対策及び応急措置の適切な実施を図るため、防災関係機関が合同して総合的な現地調査を行うものとする。

第2項 実施要領

1 調査時期

毎年、必要に応じて計画的に実施する。

2 調査区域

主に災害危険区域とする。

3 参加機関

(1) 市（防災危機管理課、調査対象区域の主管課）

(2) 消防（消防本部、消防団）

(3) 警察（長門警察署）

(4) 県（長門土木建築事務所、長門農林事務所）

(5) 防災関係機関

(6) 調査地区の実情に応じて参加機関を調整する。

4 調査の方法

(1) 関係機関及び市が把握している危険区域及び新たな危険が予想される区域を調査する。

(2) 調査事項は、各参加機関で検討、協議して定める。

(3) 調査結果は、現地において意見を調整する。

5 調査の内容

(1) 道路、河川、橋梁、急傾斜地、港湾、海岸、漁港、農業施設等の現況及び災害予防事業の現況とその予防計画

(2) 地すべり、山崩れ、雪崩等の危険区域の現況とその予防計画

(3) 洪水、高潮により、危険が予測される地区の現況とその予防計画

(4) 孤立予想地区の現況とその対策

(5) ヘリポート適地の確認

(6) 避難予定場所、避難経路等の確認

(7) 応急対策用資機材の備蓄状況

(8) 局地の気象

危険事態発生の要件となる基準事項の調査、例えば降雨量、通報水位、警戒水位等

(9) 各種観測施設設備の状況

(10) 大規模な火災、爆発により被害が拡大するおそれのある施設設備又は区域の実態

(11) 過去の災害発生状況

6 結果の公表

市（防災危機管理課）は、調査結果をとりまとめ、各防災関係機関並びに市民に対し公表するとともに、市防災計画に反映し、災害防除に努める。

第5章 地震に強い市街地・農山漁村構造の形成

第1節 避難地の整備

- 1 震災時の一次的避難場所として、広場、公園及び学校運動場等を避難地として指定、確保する。
- 2 避難地は、避難距離が長くならないようできるだけ住民の身近な場所に確保する。
- 3 避難地を確保するため、公共用地等の跡地、市街地近郊の緑地、市街化区域内の農地の利用について検討する。

第2節 避難路の整備

- 1 住民が安全に、短時間に避難できる避難路を指定する。
- 2 避難路の安全を確保するため指定に当たっては、震災時に障害物件の発生のおそれが少なく、幅員の確保ができる道路を選定する。
- 3 安全な避難路を確保するために必要な対策をとる。

第3節 延焼遮断帯の整備

- 1 一般市街地に災害が波及するのを防止するため、延焼遮断帯の整備に努める。
- 2 災害の拡大を防止するため、道路、河川、鉄道及び公園等を活用した延焼遮断帯の整備に努める。

第4節 道路の整備

道路は、防災活動、緊急輸送等防災対策を進めるうえで、極めて重要な役割を担っていることから、幹線道路を中心に耐震性の確保や幅員の確保等整備を進めていく。

第5節 公園の整備

- 1 公園は、地域住民のレクリエーション、スポーツ等の日常生活上重要な施設であると同時に、延焼防止あるいは避難地として重要な役割を担っており、計画的な整備に努める。
- 2 一定規模以上の公園については、防災資機材等の備蓄等防災機能を備えた防災公園として整備するよう努める。

第6節 河川・海岸の整備

河川・海岸の背後に形成された一般市街地への浸水被害を防止するため、護岸や堤防、排水機場等の耐震

性の確保に努めるとともに、消防水利施設としての取水・貯留施設の整備、緊急時に活用できる護岸敷道路の整備など、防災上必要な施設整備に努める。

第7節 港湾・漁港の整備

緊急物資の輸送、被災者の搬送等の拠点、避難地としての利用等防災拠点として重要な役割を担うため、耐震強化岸壁の整備など必要な整備を進める。

第8節 市街地防災対策の推進

1 防火、準防火地域の拡大対策

市街地における大規模火災を防止するため、防火地域の指定、既指定地域の拡大を系統的に行い地域内の建築物の耐火性を促進する。

2 土地区画整理事業等の推進

土地区画整理事業等による都市施設の先行整備等により、都市環境の安全性を確保する。

3 市街地再開発事業等の推進

既成市街地における住宅、建築物の耐震・不燃化、公共空地の確保を総合的に推進し、密集市街地の解消や防止を図る。

4 公共空地の確保

都市公園、街路その他公共空地の整備充実を図り、都市における十分な防災空間を確保する。

第9節 農山漁村地域の防災対策の推進

農山村地域においては、地すべり地域、山地災害危険地区等危険地域が数多く存在しており、また、漁村地域においては、湾入や急傾斜地が多く人家が密集するとともに、交通が遮断されるなど、災害の危険度の高い地域が多いことから、災害に強いまちづくりを進めるため、避難路、避難広場、防火水槽等の防災施設の整備や、地すべり防災対策等の防災対策を推進する。

第6章 建築物・公共土木施設等の耐震化

第1節 建築物の耐震化

第1項 構造物・施設等の耐震設計の目標

- 1 供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動に際しては、機能に重大な支障が生じないこと。
- 2 発生する確率は低いが、直下型地震や海溝型巨大地震による高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないこと。
- 3 さらに、構造物・施設等のうち次のものについては、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物、施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とするものとする。
 - (1) 一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの
 - (2) 地方あるいは国といった広域における経済活動等に対し著しい影響を及ぼすおそれがあるもの
 - (3) 多数の利用者等を収容する建築物等
 - (4) 構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保する方策についても検討を進める。

第2項 市所有建築物等の耐震化

1 防災上重要な建築物の耐震化

震災時における活動の拠点となる施設を防災上重要な建築物として、重要度を考慮し、建築基準法の目標に比べ耐震性能に余裕をもたせ重点的に耐震性の確保を図る。

防災上重要な建築物

- (1) 災害対策本部組織が設置される施設（市本庁舎、各支所、消防本部庁舎）
- (2) 医療救護活動施設（保健センター、病院等）
- (3) 応急対策活動施設（消防団機庫、水源地・下水処理場等、福祉事務所等）
- (4) 避難収容施設（小・中学校、保育園等）
- (5) 社会福祉施設等（児童・障害・老人福祉施設等）
- (6) 不特定多数の者が利用する施設（図書館、公民館、体育館等）

2 市施設の耐震化の促進

市施設の耐震化を図るため、建替え、移転を検討する。

3 耐震補強工事の実施

耐震化基本計画の優先度に基づき、各施設管理者は、耐震補強工事を計画的に実施し、耐震性の向上を図る。

4 建築設備等の整備

ライフライン施設の不測の事態に備えて、震災後も継続してその機能が果たせるよう建築設備等（貯水槽、非常用電源等）の整備に努める。

第3項 公共的施設の耐震化

市は、公共的施設の管理者に対して、耐震性の確保について指導する。

第4項 一般建築物の耐震化

既存建築物（住宅を含む）のうち、昭和56年の建築基準法改正以前の旧基準により建築された建築物については、耐震性が十分でないと推測されることから、耐震改修促進計画に基づき住民に対して、耐震診断・改修に要する費用に対する補助、普及啓発、相談窓口の開設、耐震診断講習会の開催等を実施するなどして既存建築物の耐震化の促進を図る。特に、耐震化促進法に規定する特定建築物の所有者に対しては、耐震診

断の指導、助言を行うことにより、既存建築物の耐震化の促進を図る。

第5項 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定制度の確立

市は、被災した建築物が引き続き安全に居住できるかどうか、また、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を行う地震被災建築物応急危険度判定制度及び被災宅地危険度判定制度を確立する。

- 1 地震被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関する普及、啓発
- 2 地震被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成、登録
- 3 県及び建築士会等関係機関との連携体制の整備

第6項 落下倒壊危険物対策

地震の発生により構築物等が落下、倒壊することによる危険を防止するため、施設等の設置者及び所有者は、下記構築物等の点検、補修、補強等を行う。

市は、設置者及び所有者に対して指導を行う。

物 件 名	対策実施者	措 置 等
横断歩道橋	道路管理者	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
道路標識、 交通信号機等	管理者	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死した街路 樹等	管理者	樹木除去等適切な管理措置を講ずるように努める。
電柱・街路灯		設置状態の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
バス停上屋等	設置者 管理者	新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。
看板、広告等	設置者 管理者	許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求めるなどして安全性の向上を図る。
ブロック塀	所有者	既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良等を行う。新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
ガラス窓等	所有者	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機	管理者	転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木、煙突	所有者	転倒等のおそれのあるもの、不要なものは除去に努める。
外壁	所有者	落下により通行人に危害を及ぼさないように措置する。
大規模空間に おける天井	所有者	落下により使用者等危害が出ないように措置する。
エレベーター	所有者	地震時に閉じ込め事故が発生しないように必要な措置を講じる。

第2節 ライフライン施設の耐震化

電気、ガス、電話及び上下水道等のライフライン施設が被災した場合、市民生活へ与える影響は極めて大きいことから、ライフライン関係機関では、施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を推進するものとする。

市（防災危機管理課）は、関係機関と密接な連携を図り、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を推進するものとする。

また、ライフライン関係機関は、施設の機能の確保を図るため、自らが所有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を推進するものとする。

第1項 電気

1 中国電力ネットワーク株式会社

(1) 送電設備

架空電線路……電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動を上回るため、国基準に基づき設計する。

地中電線路……地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を考慮し設計する。

(2) 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて、設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(3) 配電設備

架空電線路……電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計する。

地中電線路……地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮し設計する。

(4) 通信設備

屋内装置の設置方法については、建物の構造（柔軟構造又は剛構造）と装置の設置階及び装置の固定方法を考慮した設計とする。

第2項 電話（西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ中国）

システムとしての信頼性向上

- 1 設備自体の強化として、建物、鉄塔の耐震補強、機器の耐震補強及びケーブルのとう道への収容、通信ケーブルの地中化を推進する。
- 2 冗長化による信頼性向上として、中継交換機の分散、伝送路のループ化等を行う。

第3項 上水道施設

水道事業者は、水道施設の耐震化について、具体的に目標を定め、計画的に事業を推進する。

- ・緊急を要する弱点対策に努めること。
- ・重要施設の耐震性向上のため耐震化計画を策定し、事業を推進する。
- ・広域バックアップ体制の整備、緊急時給水能力の強化等に努める。

第4項 下水道

「下水道施設の耐震対策指針」に基づき、震災時においてもライフラインとしての下水道機能を確保することを基本とし、

- ・下水道施設の構造面での対策
- ・下水道システム面での対策

を行い、下水道施設の耐震性能の向上を図る。

第3節 交通施設の耐震性の確保等

鉄道、道路等は社会経済活動、市民の日常生活及び地震発生時の応急対策活動に重要な役割を果たすことから、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより、耐震性の確保に努めるものとする。

第1項 鉄道施設

1 西日本旅客鉄道株式会社

鉄道施設のうち橋梁、高架橋等の重要施設について、耐震性の調査点検及び耐震補強方法の検討を行い、耐震性向上の必要な施設については、施設補強、更新、改築等の倒壊防止策を輸送量の多い線区から優先的に順次整備を実施する。

第2項 道路施設

国道、県道、市道及び農道・林道等の各道路管理者は、震災時の避難及び緊急物資の輸送に支障が生じないよう点検を実施し、補強等を推進する。

(1) 落石等通行危険箇所対策

各道路管理者は、管理道路の落石、法面等通行危険箇所について、点検を実施し、その結果に基づいて、法面防護施設工事等予防工事を実施し、危険箇所の解消を図る。

(2) 橋梁の整備

各道路管理者は、橋梁の点検を行い、その結果に基づいて、補強工事を実施し、耐震強化を図る。

(3) トンネルの整備

各道路管理者は、トンネルの点検を行い、その結果に基づいて、補修工事等を実施し、危険箇所の解消を図る。

第4節 河川、海岸、港湾・漁港、砂防設備及び治山施設等の耐震性の確保

第1項 河川

堤防、水門及び排水機場等河川関連施設の耐震点検を行い、その結果に基づいて、必要な改良工事を行う。

さらに、河川情報の一元管理と伝達の円滑化を図り、被災流域における水害による二次災害を防止するための情報システムの整備を図る。

第2項 海岸

人家等が集中しているゼロメートル地帯において、海岸保全施設の耐震点検を行い、その結果に基づいて補強工事を実施し、耐震強化を図る。

第3項 港湾・漁港

緊急物資や人員の海上輸送が確保できるよう、震災時における中核的な役割を果たす拠点港を定め、耐震強化岸壁の整備を進める。

第4項 砂防設備等

砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設は、平常時においても定期的に点検を行い、施設の機能の維持に努める。

第5項 治山施設

山腹崩壊地及び山腹崩壊危険地に対しては、土留工等の基礎工を施工し、山腹斜面の早期緑化を図り、山腹崩壊による被害を未然に防止する。

荒廃渓流等に対しては治山ダム工等を施工し、土石流及び渓床、渓岸の荒廃を防止し、渓流の安定及び山脚の固定を図り、流出土砂による被害を未然に防止する。

また、既設工作物に対しては、点検を行い適切な施設の維持管理に努める。

第6項 ダム

老朽施設の改築、機器の更新等により耐震性の強化を図るとともに、未設置ダムに地震計を整備し、地震

発生後の初動対応における被害予測、初動体制の確立、迅速かつ効率的な構造物の点検が可能となるよう万全の管理予防体制を講じる。

第7項 ため池

農業用ため池のうち、老朽化の甚だしいもの及び耐震構造に不安があるものについては、現地調査を実施するなどして、施設の危険度を判定し、堤体の補強、漏水防止、余水吐及び取水施設等の改善を行うとともに、適切な維持管理に努める。

第7章 災害情報体制の整備

第1節 災害情報の収集、連絡体制

第1項 情報通信体制の確保

1 市の対策

市（防災危機管理課、消防本部）は、災害時の災害情報の収集、伝達機能に支障を来たさないように通信設備に対し、次のような安全対策を講じるものとする。

(1) 通信路の充実

通信路の多ルート化、通信ケーブル等の地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進等を図っていくものとする。

(2) 非常用電源の確保

自家発電設備、無停電電源装置及びバッテリー等の予備電源の整備促進を図る。また、通信施設のみならず庁舎全体の停電対策に配慮したものへ整備していくものとする。

(3) 非常通信の確保

非常通信協議会と連携し、非常通信体制の確保を図るものとする。

2 通信網の拡充整備

(1) 市（防災危機管理課、消防本部）は、当該地域の被害状況等の把握、被災住民等への情報提供に必要な通信網の整備を進めてきているが、更に整備充実を図る観点から、次のような対策を講じるものとする。

ア 市防災行政無線の整備

防災機関、応急対策実施機関等との間における防災行政無線の整備

住民に対する災害情報伝達手段である同報系（無線系）の整備促進（個別受信機を含む）

イ 衛星携帯電話の整備

ウ I P無線機の整備

エ FMアクリアへの緊急割り込み放送の実施

オ 各システム連動による情報伝達手段の多重化

・ J－A L E R T と防災行政無線、緊急速報メール、防災メール及び告知放送等の自動連携による情報伝達の迅速化を図り、緊急情報を住民等に確実に周知または伝達する。

カ 職員参集システムの整備促進

キ 防災相互通信用無線の整備

3 情報収集・伝達体制の整備

市及び防災関係機関は、災害発生時に情報収集・伝達連絡業務に支障を来たさないようにするために、体制の整備確立に努める。その際、夜間、休日等においても適切に対処できる体制となるようにする。

(1) 情報収集連絡窓口の明確化、責任者、担当者の指定

(2) 被災現場での情報収集担当地域及び担当者の指定、情報収集資機材の確保対策等

(3) 通信機器の運用計画

(4) 車両等による機動的な情報収集活動ができるよう、関係防災機関で事前に調整するなどの体制整備

4 情報処理分析体制等の整備

(1) 災害情報データベースシステムの整備

市（防災危機管理課）は、日頃から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集・蓄積に努め、防災マップの作成、地理情報システムの構築に努めるなど、災害時に活用できるような災害情報データベースシステムの整備に努める。

(2) 情報の分析整理

市（防災危機管理課）は、収集した情報を的確に分析整理するため、必要な人材の育成を図るとともに、必要に応じて専門家の意見が活用できるシステムづくりに努めるものとする。

5 電気通信事業者の対策

【西日本電信電話株式会社】

(1) 電気通信設備の防災計画

ア 被災地に対する通信の途絶防止対策

(ア) 伝送路のループ化を推進する。

(イ) 孤立防止対策用衛星電話を設置する。

(ウ) 特設公衆電話の設置を行う。

イ 異常輻輳対策

(ア) 災害時優先電話の通信確保を行う。

(イ) ネットワークの効率的なコントロールを行う。

(2) 災害応急対策を円滑に実施するため、特に、緊急を要する応急復旧資機材、救急用物資及び設営用物資の備蓄状況を常に把握し、定期的に点検する。

(3) 社員等の動員体制

1次動員体制、2次動員体制を定め、迅速的確な対応が実施できる体制を講じる。

(4) 部外機関に対する応援又は協力の要請方法等

災害が発生した場合に、応援の要請若しくは協力を求める必要があることを想定し、必要な体制を整備しておく。

(5) 防災に関する訓練

ア 防災活動を安全にして円滑かつ迅速に実施するため、電気通信設備等の災害応急復旧及び通信疎通訓練をNTT山口支店及びNTTグループ各社と協力して、定期又は隨時に実施する。

イ 市防災計画に基づく訓練については、積極的に参加する。

(6) 災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板の運用

地震や災害のための被災者等の安否連絡が多発したり、電話のふくそうが想定される場合に運用する。

【株式会社NTT ドコモ中国】

(1) 災害時における情報等の正確、迅速な情報伝達を行う。

(2) 防災応急措置の実施に必要な通信に対して通信施設の優先的な使用を図る。

(3) 防災応急対策を実施するために必要な電気通信施設の整備を行う。

(4) 発災に備えた災害応急対策用資機材・人材の配置を行う。

第2項 観測、予報施設の整備

1 施設の現況

市内には、雨量計、水位計、風向風速計、地すべりの観測施設がある。

[資料編] 2-7-2① …雨量観測所一覧表

[資料編] 2-7-2② …水位観測所一覧表

[資料編] 2-7-2③ …風速計一覧表

2 整備方針

下関地方気象台（県防災危機管理課）からの気象情報を基に、市民に情報の提供及び指示を行っているが、県北西部に位置しているため、各機関の総合的な連絡体制の整備を図り、早期の情報収集の促進を図る必要性がある。

また、山口県土木防災情報システム (<http://y-bousai.pref.yamaguchi.jp>) を活用する。

第3項 被災者等への的確な情報伝達

発災後において、被災者の不安、ストレスの解消及び社会秩序の維持等を図るために、災害情報、生活情報、安否情報等を的確に被災者に対して伝達することが必要となる。

このため、市及び県は、情報伝達手段の多様化、情報伝達体制の充実を図っていく。

1 情報伝達手段の整備

市（防災危機管理課）は、避難地、避難場所等への防災行政無線（同報系・移動系）、地域防災無線の整備を推進する。

2 情報伝達体制の整備

被災者の情報ニーズは時間の経過とともに変化し、これに的確に対応していくためには、行政の対応だけでは十分でなく、放送事業者を含めた情報伝達体制の整備が必要となる。

また、市は地域に密着したコミュニティFM放送局と緊急時の放送協定を締結し、各種災害情報や被災者支援のための生活関連情報の発信に努める。

3 被災者に提供する情報の整理

被災者等に提供すべき情報について市（防災危機管理課）は、あらかじめ整理し、住民等からの問い合わせに対応できる体制を整備しておくものとする。

第8章 災害応急体制の整備

第1節 職員の体制

市（防災危機管理課）は、災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合において、迅速に災害対応を行うため、あらかじめ職員配備体制の整備を図る。

第1項 配備体制

職員の配備基準の明確化を図るため、配備課、配備者について次のように定める。

配備体制	体制の時期の基準	体制の内容	配備職員
第1 警戒体制	(1) 大雨、洪水、高潮又は津波の各注意報の一つ以上が発表されたとき。 (2) 大雪警報が発表されたとき。 (3) その他の状況により市長が警戒体制を命じたとき。 (1) 及び(2)の「発表されたとき。」の基準は、別に定める。	情報収集及び連絡活動を主として、特に関係ある部課の職員の少人数で配備し、状況によりさらに高度の配備に迅速に移行し得る体制とする。	総務対策部 1人以上3人以内
第2 警戒体制	(1) 暴風、大雨、洪水、高潮、暴風雪、波浪又は津波の各警報の一つ以上が発表されたとき。 (2) その他の状況により市長が警戒体制を命じたとき。例えば、局地的豪雨又は豪雪の場合。 (3) 震度4の地震が発生した場合。 (1)の「発表されたとき。」の基準は、別に定める。	災害応急対策に関係のある部課の所要人員を配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに事態の推移に伴い直ちに本部体制に切り替える体制とする。	総務対策部 7人以内 経済対策部 4人以内 土木対策部 3人以内 上下水道対策部 3人以内 福祉対策部 2人以内 その他にあっては、必要に応じて配備する。

災害対策 本部体制	<p>(気象災害)</p> <p>(1) 長門区域に気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、大雨、洪水、高潮又は津波の警報が発表され、大規模な災害が予測されるとき。</p> <p>(2) (1)の警報発表の有無にかかわらず、局地的豪雨等により現に災害が発生し、その規模及び範囲等の状況から必要と認めるとき。</p> <p>(3) 比較的長期間の異常降積雪のため、広域にわたる災害が発生し、又は発生が予測される場合において、必要と認めるとき。</p> <p>(2)及び(3)の「必要と認めるとき」の基準は、原則として応急対策の範囲が本部の2つ以上の対策部にわたる場合をいう。</p> <p>(その他の災害)</p> <p>(1) 市内に大規模な地震、火災又は爆発が発生し、必要と認めるとき。</p> <p>(2) 市内に有害物、放射線物質の大量の放出又は多数の者の遭難を伴う列車、航空機及び船舶等の事故その他重大な事故が発生し、必要と認めるとき。</p> <p>(3) その他災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を適用する災害が発生し、必要と認めるとき。</p> <p>(1)及び(2)の「必要と認めるとき」の基準は、1気象災害の場合に準ずる。</p>	各対策部 所掌事務参照	必要に応じ本部職員全員
--------------	---	----------------	-------------

第2項 職員の配備基準

- 1 第1・第2警戒体制については、あらかじめ所属長が指名した職員をもって配備に当たる。
- 2 大規模な火災、交通災害、産業災害等が発生した場合は、当該災害の対策主管部課及び関係課をもって、第2警戒体制に入るものとする。

この場合、災害の状況によっては、市長は、災害対策本部設置を命ずることがある。

なお、個別の事故災害対策において配備基準を別途定めている場合は、その基準による。
- 3 震度5弱以上の地震が発生した場合や大津波警報が発表されたときは、15分以内で、出勤可能な職員（初動要員職員）及び出勤距離等を考慮してあらかじめ所属長が指名した職員の自主参集をもって配備に当たる。

なお、災害対策本部が設置された場合は、全職員による体制となる。
- 4 震度6弱以上の地震が発生した場合は、全職員の自主参集をもって配備に当たる。
- 5 震度の判断については、報道機関の放送、揺れなどから職員自ら判断することとなる。
- 6 交通途絶等のため所定の課・所に参集することができない場合には、所属長にその旨を連絡するとともに、あらかじめ定められた課・所に参集する。

第3項 情報収集手段の確保

職員の参集途上での情報収集伝達手段（携帯電話等）の確保について、整備を進める。

第4項 応急活動に必要なマニュアルの作成等

各対策部は、必要に応じて応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知、定期的に訓練を実施するなどして、使用する資機材や装備の取扱いの習熟、他の職員、関係機関等との連携等について徹底するものとする。

第5項 業務継続計画（B C P）の策定

市は大規模災害が発生し、本庁舎が被災した場合でも、発災直後からの災害対応業務や優先度の高い通常業務を適切に実施できるよう、業務継続計画や受援計画、応援計画の策定に努めるものとする。

第2節 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要となることから、市及び防災関係機関は、応急・復旧活動に関し、相互応援協定を締結するなどして、平常時から連携を強化しておくものとする。

第1項 協定の締結

市（防災危機管理課）は、それぞれの応急対策業務に関し、関係団体とあらかじめ必要な協定等を締結しておき、災害発生時において積極的な協力を得られるようにしておく。

1 県内全市町による広域消防相互応援協定

2 災害応急対策上必要な事項に関する各種団体等との協定

- [資料編] 2-8-3① …山口県内広域消防相互応援協定
- [資料編] 2-8-3② …仙崎海上保安部と長門市消防本部との業務協定
- [資料編] 2-8-3③ …災害時等における緊急放送に関する協定
- [資料編] 2-8-3④ …下関市と災害時の相互応援に関する協定
- [資料編] 2-8-3⑤ …浜田市、益田市、長門市及び萩市の災害時の相互応援に関する協定書
- [資料編] 2-8-3⑥ …山口県及び市町相互間の災害時応援協定書
- [資料編] 2-8-3⑦ …全国伝統地名（旧国名）市町 災害時相互支援に関する協定書
- [資料編] 2-8-3⑧ …災害時における相互応援協定書
- [資料編] 2-8-3⑨ …総社市・長門市災害時相互応援に関する協定書
- [資料編] 2-8-3⑩ …災害時における消防用水の供給支援に関する協定書
- [資料編] 2-8-3⑪ …一般国道191号（萩・三隅道路）萩市飯井地区及び長門市飯井地区緊急避難施設に関する覚書
- [資料編] 2-8-3⑫ …損害調査結果の提供及び利用に関する協定書

第2項 警察及び消防の支援体制の整備

警察及び消防は、全国的に組織された警察災害派遣隊及び緊急消防援助隊の県内援助隊に係る体制及び資機材等の整備を図るものとする。

第3項 応援機関の活動体制の整備

市（防災危機管理課）は、近隣市町（消防本部）からの応援の受入窓口、指揮命令系統等に必要な体制をあらかじめ整備しておくものとする。

市（防災危機管理課）は、救援活動において重要な臨時ヘリポート等の確保に努めるものとする。

第4項 災害対策本部における連携

1 救出・救助機関

大規模災害が発生した場合、各機関は必要に応じて職員を災害対策本部等に派遣し、災害現場における連携方法の調整、迅速な意思決定等を支援する。

2 ライフライン事業者

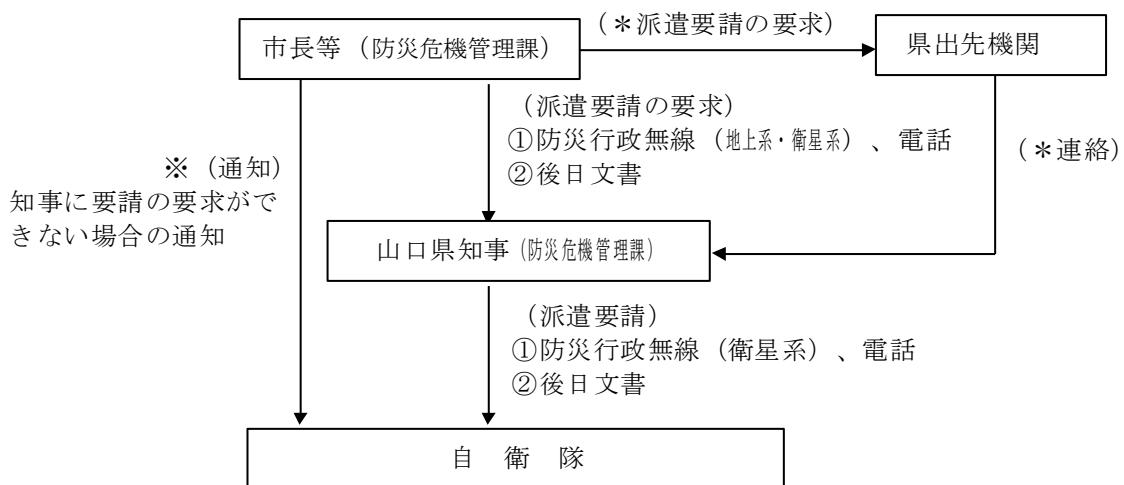
大規模災害が発生した場合、被害が大きなライフライン事業者は必要に応じて災害対策本部等に連絡員を派遣し、被害状況等の共有化を図り、迅速な復旧につなげるものとする。

第3節 自衛隊との連携体制

県は、自衛隊の災害応急活動が円滑に実施できるよう、あらかじめ次の事項等を定め必要な準備を整えておくものとし、市（総務対策部）は災害派遣を必要とするときは県に派遣要請の要求をする。

なお、何らかの理由により市長は知事に対して派遣要請の要求ができない場合には、市内の災害を防衛大臣又は指定する者に通知し、直接派遣要請することもできる。

* 防災危機管理課への連絡が途絶えた場合



陸上自衛隊	第17普通科連隊 第13旅団 中部方面総監部	山口市 広島県 大阪府	083-922-2281 県庁内線 5184 防災無線（衛星系） 217 082-822-3101 防災無線（衛星系） 034-101-941-157 0727-82-0001
海上自衛隊	小月教育航空群 第31航空群 下関基地隊 呉地方総監部 佐世保地方総監部	下関市 岩国市 下関市 広島県 長崎県	0832-82-1180 0827-22-3181 0832-86-2323 0823-22-5511 防災無線（衛星系） 034-101-89-158 0965-23-7111
航空自衛隊	第12飛行教育団 航空教育隊 西部航空方面隊 第3術科学校 第17警戒隊	防府市 福岡県 福岡県 萩市	0835-22-1950 内線231 0835-22-1950 092-581-4031 内線2348 093-223-0981 0838-23-2011

また、いかなる状況においてどのような分野（偵察、消火、救助、救急等）について、自衛隊の派遣要請を行うのか、平常時からその想定を行うとともに自衛隊へ連絡しておくものとする。

第4節 防災中枢機能の確保、充実

災害発生時において、市、県及び防災関係機関が円滑に活動するためには、これらの機関の防災中枢機能の確保が前提となることから、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備等について、安全性の確保及び充実を図ることが望まれる。

このため、次の対策を講じるものとする。

- 1 既存の施設設備にあっては、安全点検を行い、浸水対策等の強化を行う等、必要に応じて改修・補強工事を実施していく。
- 2 防災中枢機能を持った災害対策活動の拠点施設（本庁、支所等）の整備に努める。
- 3 市庁舎の防災中枢機能が被災した場合に備えた代替機能施設の整備に努める。
- 4 庁舎並びに医療機関等災害応急対策に係る機関が保有する施設設備については、停電時への対応が可能となるよう、代替エネルギーシステムの活用も含めた自家発電設備の整備を推進する。
- 5 資料の被災を回避するため、各種データの整備保全、バックアップ体制の整備に努める。

第5節 水防資器材の整備

第1項 水防資器材の備蓄状況

- 1 水防用の資器材は、市の水防倉庫及び長門土木事務所に備蓄している。
- 2 市（都市建設課・農林水産課・支所地域窓口班）は、危険箇所付近における土砂、竹木等の採取について、それらの所有者と事前に協議あるいは契約を締結する等により確保し、災害の発生に備えるものとする。

[資料編] 2-8-5 …水防倉庫と資機材備蓄状況一覧表

第2項 水防資器材の整備対策

- 1 備蓄基準
指定水防管理団体（長門市）は、水防倉庫又は資材備蓄場所を設置し、長門市水防計画（第3編第13章）に定める基準による資材器具を準備しておくものとする。
- 2 整備対策
指定水防管理団体（長門市）は、水防に必要な器具、資材及び設備の整備に努める。

第9章 避難予防対策

第1節 市の避難計画

市（防災危機管理課）は、次の事項に留意して避難計画を作成するが、計画策定において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮した計画となるよう努めるとともに、都市公園、公民館、学校等の公共施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等を考慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、避難路と併せて住民への周知徹底を図るものとする。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞りこむとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

県は、市に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

第1項 避難の指示等(緊急安全確保、避難の指示、高齢者等避難)の基準

市は、避難指示等の発令伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難指示等を発令すべきか等の発令基準や伝達方法等について取りまとめたマニュアル等を「避難情報に関するガイドライン（内閣府）」等を参考に整備しておく。

なお、判断基準の策定については、雨量、水位の予測値または実況値、土砂災害警戒情報の発表などの具体的な基準を定めておく。

	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難 (警戒レベル3)	災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況	<ul style="list-style-type: none">・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合せ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミング
避難指示 (警戒レベル4)	災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況	<p>危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none">・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）
緊急安全確保 (警戒レベル5)	災害が発生又は切迫している状況即ち居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況	<p>命の危険 直ちに安全確保！</p> <ul style="list-style-type: none">・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、直ちに安全を確保

※屋内安全確保：洪水等及び高潮に対し、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への避難や高層階に留まること等により、計画的に身の安全を確保する行動

第2項 避難指示等に関する事項

避難指示等の発令に当たって、混乱を招かないよう、必要な事項をあらかじめ定めておく。

- 1 避難指示等の発令者
- 2 指示等の理由（避難を要する理由）
- 3 対象地域の範囲
- 4 避難の時期、誘導者
- 5 避難場所、避難経路

- 6 携帯品の制限等
- 7 その他
災害の状況により必要となる事項

第3項 避難指示等の伝達手段

避難指示等を発令した場合の伝達手段等について、あらかじめ定めておく。

住民に周知徹底するため、伝達に当たっては、市による対応だけでなく、警察、自衛隊、海上保安部、放送局等の協力による伝達体制を整備しておく。

また、夜間に避難指示等を発令した場合の伝達手段や要配慮者への伝達体制についてもあらかじめ定めておく。

- 1 信号による伝達
サイレン等の利用
- 2 無線、電話、メール及び放送等による伝達
防災行政無線、一般電話、携帯電話、衛星携帯電話、FAX、防災メール、緊急速報メール、ケーブルテレビL字放送、ケーブルテレビ網、告知端末機を利用した告知放送、FMラジオ（アクア）等
- 3 広報車による伝達
- 4 関係機関等による直接伝達

避難の伝達に当たっては、市単独の組織のみに依存していっては迅速性、確実性等に欠ける場合もあるので、警察、自衛隊、海上保安部、放送局、自治会等に協力要請の連絡をとり、それぞれ実情に即した方法で地域住民に周知徹底を図るよう定めておくものとする。

注) (1) 被災時の最も確実な伝達方法は、関係機関等による伝達が適当な場合が多い。

(2) 自治会ごとに連絡責任者を定めておくものとする。

第4項 高齢者等避難

災害のおそれがある場合に、市長が、避難行動要支援者をはじめとする避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すため、高齢者等避難を伝達する必要がある。

このため、洪水・土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や伝達方法を明確にした高齢者等避難に関するマニュアルは重要であり、避難指示を含め、高齢者等避難の判断基準を定めるものとする。

第5項 避難場所及び避難所の指定

市は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、管理者の同意を得た上であらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。また、市は、孤立が想定される地域に関しては、集団避難施設等を事前に検討するものとする。

[資料編] 2-9-2① …指定緊急避難場所 [資料編] 2-9-2② …指定避難所

1 選定基準

(1) 指定緊急避難場所

災害の種類に応じ、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上に避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有すること。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

(2) 指定避難所

被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものとし、耐震性、耐火性も考慮するものとする。

なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定

するものとする。

(3) その他留意すべき事項

- ・火災の延焼が危惧される木造密集地以外のところとする。この場合、適切な施設が選定できない場合は、特殊地域警防計画に基づき延焼防止対策を計画しておく。
- ・避難場所及び避難所の区分けの境界線は、自治会、小学校区単位等を原則とするが、主要道路、鉄道及び河川等を横断しての避難とならないよう配慮した区分けとする。
- ・各地区の歩行距離、危険負担がなるべく均等となるよう配慮する。
- ・避難人口は、夜間人口による。

2 避難場所及び避難所の利用一覧表の作成

上記により選定した避難場所及び避難所について、あらかじめ利用一覧表を作成し、所要事項を整備しておくものとする。

3 避難場所又は避難所となる施設管理者との事前協議

- (1) 施設管理者とあらかじめ協議し、使用に当たっての契約等を取りかわしておく必要がある。
- (2) 連絡方法及び連絡事項について定めておく。
- (3) 管理責任者を予定しておく。
- (4) 指定管理施設を指定避難所とする場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

第6項 避難場所への経路及び誘導方法

要配慮者に対する避難誘導（地域住民、自主防災組織等の協力による避難誘導）について考慮した内容に努め、避難誘導計画を作成する。

1 避難誘導体制

(1) 誘導責任者、協力者

誘導機関としては、警察、消防機関、市職員、その他責任ある立場にある者等いろいろ考えられるが、昼間における不在の場合等を考慮して、避難誘導が迅速に行われるよう警察官、市職員以外に地域の誘導責任者を定め、協力者を選ぶこと。

(2) 避難指示者（市長、警察官、海上保安官）と誘導担当機関との連絡

指示者と誘導担当機関（者）は、異なる場合が多いと思われる所以、相互の連絡を密にして意思の疎通を図る必要がある。

(3) 避難誘導標識等の整備

避難誘導標識等の整備に努め、日頃から地域住民に避難場所及びその位置、避難経路の周知徹底を図ること。また、夜間照明、外国語表示の設置に努めること。

2 避難経路の選定

(1) 避難経路を2箇所以上選定する。

(2) 相互に交差しない。

(3) 火災・爆発等の危険度の高い施設等がないよう配慮する。

(4) 住民の理解と協力を得て選定する。

第7項 避難順位の一般的基準

避難は要配慮者を優先するものとする。

第8項 携帯品の制限の一般的基準

携帯品については、災害の状況及び避難措置の程度により制限することについて、あらかじめ定めておくものとする。

1 携帯品として認められるもの

貴重品（現金、預金通帳、印鑑、免許証・健康保険証（カード）、常備薬（処方箋も含む）、懐中電灯、携帯ラジオ

2 余裕がある場合

上記の他若干の食料品、日用品等

第9項 避難所の運営管理

避難所における活動を円滑に実施するため、避難所の運営に関するマニュアル等を策定し、必要となる事項について、あらかじめ定めておくものとする。

また、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的情報交換に努めるものとする。

なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子ども、食物アレルギーに配慮するものとする。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所における避難者の過密抑制や感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

[資料編] 2-9-4 …災害時の避難者の受入れに関する協定

1 管理運営体制の確立

管理責任者、連絡員（災害対策本部、応急救護所、物資集積所等との連絡）について、あらかじめ定めておくものとする。

2 避難者名簿（様式の作成）

3 避難収容中の秩序保持（管理要領）

集団生活に最低限必要な規律等

4 災害情報等の伝達（生活情報、安否情報、応急対策実施情報等）

5 各種相談業務

第10項 避難所開設に伴う被災者救援措置

1 給水措置

2 給食措置

3 毛布、寝具等の支給

4 衣料、日用品の支給

5 負傷者に対する応急救護

第11項 避難所の整備に関する事項

1 避難生活の環境を良好に保つための設備整備（換気、照明等）

2 避難所として必要な施設・設備の整備（貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、通信機器、空調等）

3 災害情報の入手に必要な機器の整備（テレビ、ラジオ等）

4 避難所での備蓄

食料品、水、常備薬、マスク、消毒液、体温計、間仕切り、炊き出し用具、毛布、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用電源等避難生活に必要な物資

5 非常用電源（発電機）の確保

発電機を所有する企業・団体とあらかじめ協力体制を整備する等災害時の電源確保に努める。

第12項 避難所及び避難場所、避難時の心得、避難経路等についての普及啓発

1 平常時における広報

（1）広報紙、パンフレット、ハザードマップ等の作成及び配布

（2）ケーブルテレビ、FMラジオ、ホームページによる広報

（3）防災訓練等の実施

2 災害時における広報

（1）ケーブルテレビ、告知端末機、防災行政無線、防災メール、音声告知放送、FMラジオ、ホームページによる周知

- (2) 広報車による周知
- (3) 関係機関等による現地広報
- (4) 自治会等自主防災組織を通した広報

第13項 地区一時避難場所

自治会及び自主防災組織等は、市が指定する指定緊急避難場所までは遠いなどの理由から、まずは近くで生命及び身体の安全を確保できる場所等を地区の一時的な避難場所（以下「地区一時避難場所」という。）として定めることができる。

自治会や自主防災組織等は、地区一時避難場所として使用するときは、事前に該当避難場所の管理者から同意を得ておくとともに、市に届け出るものとする。

第14項 被災者支援

住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、被災者生活再建支援システム操作の習熟を含めた住家被害の調査の担当者の育成、他団体等との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、平時から罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

第15項 土砂災害警戒区域における措置

- 1 土砂災害警戒区域において、住民の円滑かつ迅速な避難確保するため、次の事項を定める。
 - (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
 - (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
 - (4) 土砂災害警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者施設」という。）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該施設の名称及び所在地
 - (5) 救助に関する事項
 - (6) 上記に掲げるもののほか、土砂災害警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- 2 上記1の規定により上記1(4)に掲げる事項を定めるときは、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、上記1(1)に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。
- 3 市長は、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。
- 4 長門市防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成する。
- 5 上記4の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、上記4の計画を作成したときは、遅滞なく、これを市長に報告する。これを変更したときも、同様とする。
- 6 市長は、上記4の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が上記4の計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置を講じるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

- 7 市長は、上記 6 の指示を受けた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 8 上記 4 の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、上記 4 の計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における上記 4 の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市長に報告しなければならない。
- 9 市長は上記 5 又は 8 の規定により報告を受けたときは、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

[資料編]2-9-6①…土砂災害警戒区域内に所在する災害時に避難確保を要する要配慮者利用施設一覧表

第16項 浸水想定区域等における措置

- 1 浸水想定区域ごとに、次の事項を地域防災計画に定めるものとする。
 - (1) 洪水予報等の伝達方法。
 - (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項。
 - (3) 災害対策基本法第48 条第1 項の防災訓練として市長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項。
 - (4) 浸水想定区域内に地下街等で洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下洪水時等）に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要なもの又は大規模工場等で洪水時等に浸水の防止を図ることが必要なもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）がある場合には、当該施設の名称及び所在地
 - (5) (6)において、名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛隊組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法。(6) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項。
- 2 上記 1 に掲げられた事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他必要な措置を講じる。

[資料編]2-9-6②…浸水想定区域内に所在する災害時に避難確保を要する要配慮者利用施設一覧表

第17項 津波災害警戒区域における措置

津波災害警戒区域において、住民の円滑かつ迅速な避難確保するため、津波災害警戒区域ごとに次の事項を定める。

- 1 津波災害警戒区域ごとに津波に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他の被害を防止するために必要な警戒体制に関する事項。
- 2 津波災害警戒区域内に地下街、社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、施設の利用者の円滑な警戒避難のための津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法について定める。
- 3 津波災害警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、津波の発生時における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- 4 津波に関する情報の伝達方法、浸水の恐れがある場合における避難施設その他避難場所及び避難路、その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他必要な措置を講じる。

[資料編]2-9-6③…津波災害警戒区域内に所在する災害時に避難確保を要する要配慮者利用施設一覧表

第2節 学校その他防災上重要な施設の避難計画

学校、病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者等は、次の事項に留意し、関係機関と協議の上、あらかじめ避難計画を作成し関係職員等に周知徹底するとともに、訓練等を実施するなど、避難について万全を期するものとする。

- 1 学校及び幼児教育施設については、それぞれの地域の特性等を考慮した避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法、収容施設の確保、保健衛生等に関する事項
- 2 病院については、患者を他の医療機関又は安全な場所へ避難させる場所の収容施設の確保、移送の方法、保健衛生等に関する事項
- 3 福祉関係施設については、入所者に対する避難の指示伝達、職員の分担、移送、介護等に関する事項
- 4 その他防災上重要な施設については、避難場所、経路、誘導責任者及び指示伝達方法等に関する事項

第3節 応急仮設住宅の建設及び住宅の供給

市及び県は、被災者に対して、応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、あらかじめ必要な体制を整備しておくものとする。

- 1 応急仮設住宅の建設可能な用地をあらかじめ把握するなど、供給体制の整備をしておく。
- 2 応急仮設住宅の建設に必要な資機材に関し、供給可能量の把握及び調達・供給体制をあらかじめ整備しておく。
- 3 公営住宅等の空き家状況を常に把握し、災害時における被災者へ迅速に提供する。

第10章 救助・救急、医療活動

第1節 救助・救急活動

- 1 県内広域消防相互応援協定等に基づく応援者等の受入れや、現場における活動が円滑に実施されるよう、受入窓口、活動体制についての計画をあらかじめ定めておく。
- 2 消防団、自主防災組織等に対する訓練を実施する。
- 3 大規模災害時に的確に救助や救急に対応するため、救助・救急隊員の増強を図るとともに、都市型救助等の高度救助技術の導入や救急業務の高度化を推進する。
- 4 救助工作車、救急自動車、ファイバースコープ等救助・救急用資機材の整備充実に努める。

第2節 医療活動

第1項 医療救護活動体制の確立

災害時における医療救護活動体制を関係機関と調整の上、確立しておく。

1 市の対策

- (1) 救護所の指定及び整備をするとともに、住民へ周知する。
設置場所は、原則として避難地、避難所、災害現場とする。
- (2) 長門市医師会の協力を得て、管内医療機関で構成する医療班の編成体制を整備する。

医師	1～2名	
薬剤師	1名	必要に応じて編入
看護師	2～3名	うち1名は、師長
事務職員	1名	
診療車等の車両を有するとき運転手	1名	

- (3) 救護所として保健センター等を整備する。
- (4) 災害医療関係者間で情報を共有できるよう、EMISを活用するとともに、災害時にシステムへ接続できるよう、非常電信手段の確保に努める。

2 指定地方公共団体

長門市医師会は、市からの応援要請に備えて医療班の編成、出動体制の整備に努める。

3 災害拠点病院

- (1) 県内や全国各地から参集するDMA T等の活動拠点としての機能が十分に発揮できるよう、医療機関相互の連絡体制を整備する
- (2) 災害急性期における機能の充実を図るため、通信設備や応急資機材を整備する。
- (3) 大規模災害時の医療救護活動の長期化に対応できるよう、県や市町、関係団体と連携した食料、水、燃料等のライフラインを維持する体制を整備する。
- (4) 自院がDMA Tの活動拠点本部となる場合には、統括DMA Tを受入れ、医療救護活動の調整を行うとともに、DMA Tの支援の下で医療救護活動を実施する。
- (5) 災害時に病院の機能維持・早期回復を行うことができるよう、業務継続計画（BCP）を策定する。
- (6) 2次医療圏での連携体制を構築するため、2次救急医療機関や医療関係団体等と訓練を実施する。

4 市民

- (1) 軽度の傷病については、自分で応急手当が行える程度の医薬品を準備しておく。
- (2) 県、市、日赤山口県支部及び医療機関が実施する応急手当等の技術の習得に努める。
- (3) 慢性疾患等のための常備薬については、その薬名をメモしておく。

第2項 健康管理体制の確立

市及び県の保健師、栄養士は、被災者に対して巡回指導により、被災者の健康管理、栄養指導ができるよう保健指導体制を確立しておく。

第3項 血液製剤の確保体制の確立

- 1 災害時の血液製剤の輸送体制の確立を図る。
- 2 市（地域福祉課・支所地域窓口班）は、災害時における血液不足に備え、住民に対して献血を啓発する。

第11章 要配慮者対策

第1節 社会福祉施設、病院等の対策

第1項 組織体制の整備

- 1 市及び県は、次の事項に留意し、組織体制の整備を図るものとする。
 - (1) 社会福祉施設、病院等の管理者を指導、支援し、災害時における高齢者、障害者等の入居者、入院患者等の安全確保に係る組織体制の整備を促進する。

また、自主防災組織や事業所防災組織等との連携・協力体制の整備を促進する。
 - (2) 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。
- 2 市は、社会福祉施設、病院等の防災共助マップの作成を通じた災害時の地域の協力体制の整備を支援するため、近隣施設や地域住民への協力の呼びかけや連絡協議会の設置など各種調整を行うものとする。
- 3 社会福祉施設、病院等の管理者は、次の事項に留意し、組織体制の整備を図るものとする。
 - (1) 災害時に備え、あらかじめ職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制等を明確にした施設内防災計画（防災マニュアル）を作成するなど、組織体制を整備する。

特に、夜間や休日における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導に十分配慮した体制を整備する。

また、職員や入所・入院者に対する防災教育、防災訓練等を定期的に実施する。
 - (2) 地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項等 を定めた避難確保計画を作成し、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市長に報告しなければならない。
 - (3) 市、施設相互間、自主防災組織及び近隣住民等との連携による安全確保に関する協力体制づくりに努める。
 - (4) 洪水、高潮、土砂災害等による被害のおそれのある地域にある施設の管理者は、入所者の避難に相当の要員と時間を要することを考慮して、安全な場所の確保、避難への近隣住民の協力をあらかじめ得る等、万全を期するものとする。

第2項 施設・設備の整備等

- 1 市及び県は、社会福祉施設、病院等の管理者を指導、支援し、災害時における入所・入院者等の安全確保のための施設・設備の整備、緊急受入れ体制の整備を促進する。
 - 2 市及び県は、要配慮者利用施設における土砂災害防止等の防災対策を進める。
 - 3 市は、社会福祉施設、病院等のうち土砂災害警戒区域等に立地する入所・入院施設を把握するとともに、防災情報が確実に伝達できるよう、防災行政無線やメールの一斉配信などの防災情報伝達手段の整備を進める。また、施設の避難状況などを把握するため、施設との交信手段の取り決め等、連絡体制の整備を図るものとする。
- [資料編]2-9-5 …災害時に避難確保を要する要配慮者利用施設一覧表
- 4 社会福祉施設、病院等の管理者は、次の事項に留意し、施設・設備等の整備に努めるものとする。
 - (1) 入所・入院者等に対し継続してサービスの提供を行うことはもとより、災害により新たに援護、治療等を必要とする者に対し、緊急受入れ、その他のサービスを可能な限り実施していくため、施設・設備の災害に対する安全性を確保するとともに、災害時に必要な食料、飲料水、生活必需物資及び救急薬品等の備蓄に努める。
 - (2) 消防機関等への緊急通報設備や入院・入所者の避難誘導設備、施設の実態に応じた防災資機材の点検・整備を進める。

第2節 在宅要配慮者対策

第1項 支援体制の整備

- 1 市及び県は、地域において要配慮者を支援する体制の整備に努めるとともに、市は要配慮者の迅速な避難を支援するため、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会等との連携のもとに、平常時から情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等に努める。
- 2 市は、次の事項に留意し、要配慮者の事前把握に努める。
 - (1) 必要な支援内容に応じ、登録制度の創設や避難支援に関する相談窓口の開設を行う。
 - (2) 避難に際しての支援の必要性、地域の特性を考慮した把握を進める。
 - (3) 把握した情報は、住民のプライバシーに十分な配慮を行ったうえで、本人の同意が得られた範囲で防災関係部局等との共有を図る。
- 3 市及び県は、要配慮者に対する情報伝達、救助、見守り活動等の支援体制づくりを促進するため、福祉の輪づくり運動等を実施している社会福祉協議会、ボランティア等との連携強化に努める。
- 4 市は、迅速な避難を支援するため、同報系無線等の整備を図るとともに、メール、FAX、電話等により要配慮者に配慮した防災情報伝達手段の整備に努める。
- 5 市及び県は、災害救助関係業務に加え、要配慮者に対する支援業務が適切に行われるよう、職員の確保や業務分担の確認等を行っておくとともに、健康福祉センター、児童相談所等の相談機関、保健福祉サービス事業者等との連絡・連携体制を整備しておく。
- 6 市は、洪水、高潮、土砂災害等のおそれのある地域の在宅の要配慮者の避難対策について、近隣住民、自主防災組織等の協力が得られるよう体制の整備に努める。
- 7 市は、避難行動に時間を要する避難行動要支援者をはじめとする要配慮者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める「高齢者等避難」を発令するための基準の策定に努める。

第2項 防災設備等の設置促進

市は、在宅のひとり暮らし高齢者、重度障害者等が、災害時においても緊急に連絡でき、安全の確保が図られるよう緊急通報機器の普及を進めるとともに、災害時における出火を防止するため、住宅用火災警報器、過熱防止装置付コンロ、電磁調理器、簡易自動消火装置等の設置促進に努める。

また、聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うため、文字放送受信装置の普及にも努める。

第3節 避難行動要支援者対策

第1項 避難行動要支援者名簿の作成

- 1 市は、居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する避難行動要支援者の把握に努めるものとする。
- 2 市は、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成するものとする。
- 3 避難行動要支援者名簿に登載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者とする。
 - (1) 第1種身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者等級表による級別が1級又は2級である者
 - (2) 療育手帳Aの交付を受けている者
 - (3) 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
 - (4) 要介護認定3から5を受けている者

(5) 特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている者で、身体障害者手帳1級又は2級である者（登録を希望する者）

(6) 65歳以上の単身世帯、又は75歳以上の高齢者世帯で登録を希望する者

(7) 上記以外で市長又は避難支援等関係者が避難支援等の必要を認めた者

4 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

(1) 氏名

(2) 生年月日

(3) 性別

(4) 住所又は居所

(5) 電話番号その他の連絡先

(6) 避難支援等を必要とする事由

(7) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

5 市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当するものを把握するため、関係部課で把握している情報を集約するよう努める。

6 市は、関係部課及び避難支援等関係者の協力を得て、年1回避難行動要支援者名簿を更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

第2項 個別避難計画

1 市は、長門市地域防災計画に定めるところにより、避難行動要支援者名簿の避難行動要支援者ごとに、避難支援等を実施するための計画（以下、「個別避難計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 個別避難計画に定めるべき事項は、次のとおりとする。

(1) 避難支援実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他連絡先

(2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(3) 前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

第3項 避難支援等関係者への情報提供

1 市は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供するものとする。ただし、名簿提供辞退届が提出されたものについては、平常時に提供する避難行動要支援者名簿から除くものとする。

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、平常時から名簿情報の辞退を申し出た者を含めた避難行動要支援者名簿を提供するものとする。

2 避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。

(1) 長門市消防本部

(2) 山口県

(3) 山口県警察

(4) 民生委員・児童委員

(5) 長門市社会福祉協議会

(6) 自主防災組織及び自治会

(7) その他避難支援等の実施に携わる関係者

3 避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、市は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。
 - (2) 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。
 - (3) 避難行動要支援者名簿については、厳重なる保管を行うよう指導すること。
 - (4) 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。
 - (5) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導すること。
- 4 避難支援等に際しては、避難支援等関係者本人又は避難支援等関係者の家族等の生命及び身体の安全が確保されていることが大前提であり、避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行うものとする。

第4節 防災知識の普及啓発・訓練

第1項 防災知識等の普及啓発

- 1 市は、高齢者、障害者及びその家族等に対し、分かりやすい広報資料、パンフレット等により、災害に対する基礎的知識、家庭内での予防・安全対策等の理解を高めるとともに被災者の男女ニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。
- 2 外国人に対しては、外国語の防災パンフレットの作成、防災標識等への外国語の付記等の対策を進める。
- 3 市及び県は、地域における要配慮者支援の取組みを促すため、防災研修会、防災に関するイベント等を開催し、要配慮者の支援方法等の普及啓発に努める。

第2項 防災訓練

市（防災危機管理課）は、防災訓練を実施する際、高齢者、車椅子利用者等を想定した避難誘導、情報伝達など訓練内容にも配慮し、直接の参加を呼びかけるとともに、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、円滑な避難誘導等が行えるようその支援体制の整備とともに、災害時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分に配慮するよう努める。

第5節 避難所対策

市（防災危機管理課）は、要配慮者にとって厳しい環境となる避難所生活に配慮し、あらかじめ次のような生活の場の確保、支援体制の整備に努める。

また、防災担当部局と男女共同参画部局が連携し、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。

- 1 市は、要配慮者が相談等の必要な生活支援を受けるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の指定や、社会福祉施設、病院等のうち入所・入院施設が避難する際の施設専用避難所の指定に努める。

また、福祉避難所として指定する際には、必要に応じて受入れ対象者を特定して公示するものとし、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難ができるよう努める。

[資料編]2-11-4①…災害時における福祉避難所に関する協定書

2-11-4②…災害時における福祉避難所に関する協定書締結施設一覧表

- 2 避難所における高齢者、障害者等の生活面でのハンディキャップを少しでも取り除くという観点から、生活の場の確保対策として、宿泊施設、公的住宅、社会福祉施設等との連携体制を整備しておくとともに、近隣市町、近隣県等の施設についてもその活用が図られるよう連携の強化に努める。
- 3 避難所における高齢者、障害者等の食事の介助や生活援助物資の供給などの支援体制を確保するため、

福祉関係団体、ボランティアとの連携・協力体制の整備に努める。

4 災害時要配慮者に対する福祉支援を行う災害派遣福祉チーム（D W A T）の運用にかかる体制の整備に努める。

第12章 緊急輸送活動

第1節 緊急輸送ネットワークの整備

第1項 緊急輸送ネットワークの形成

災害発生時の緊急輸送活動に必要な輸送施設及び輸送拠点を指定し、緊急輸送ネットワークの形成を図る。また、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として、臨時ヘリポートを指定する。

輸送施設及び輸送拠点の指定に当たっては、あらかじめ、施設の管理者と災害時の利用形態等について協議しておく。

1 輸送施設等の指定

(1) 道路

- ア 緊急輸送道路として主要となる幹線的な道路の指定
- イ 幹線的な道路が被災し、通行不能となった場合を想定した代替路線の指定

(2) 港湾

- ア 海上緊急輸送基地となる主要な港湾の指定
- イ 海上緊急輸送基地を補完する港湾の指定

(3) 漁港

- ア 海上緊急輸送基地となる主要な漁港の指定
- イ 海上緊急輸送基地を補完する漁港の指定

(4) 飛行場等

- ア 航空輸送の拠点となる飛行場等の指定
- イ 臨時ヘリポートの指定

2 輸送拠点等の指定

- ア 他県等からの緊急物資等の受入、一時保管、避難所等への配送を行うための拠点施設を指定しておく。

- イ 他県等からの応援部隊が被災地において部隊の指揮、宿営等を行う拠点施設を指定しておく。

3 市における輸送施設、拠点の指定

- 市（防災危機管理課）は、各地域の実情に応じた輸送施設、拠点を指定しておく。

4 上記により指定した施設については、防災計画に掲載するとともに、広報誌等を活用するなどして、関係機関・住民等に周知を図る。

第2項 輸送施設等の安全性

緊急輸送ネットワークとして指定した輸送施設及び輸送拠点については、緊急時における輸送の重要性から、災害に対する安全性の確保に配慮する。

第2節 道路交通管理体制の整備

- 1 県警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害に対する安全性確保を図る。
- 2 県警察は、災害時の情報収集、交通規制及び誘導等を円滑に行うため、警備業者等との間に応急対策業務に関する協定に基づく要請を行う。
- 3 県警察は、交通規制を実施した場合における車両運転者の義務等について、普及啓発を図る。
- 4 県警察は、広域的な交通管理体制を整備するものとする。

第3節 道路啓開

道路管理者は、発災後の道路の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保を図るため、建設業協会、高速道路株式会社等との間であらかじめ協定を締結するなどして体制を整備しておく。

なお、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入体制の整備に努める。

第4節 緊急輸送車両等の確保

緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなどし、体制を整備する。

[資料編] 2-12-2 …災害時における船舶による緊急輸送等に関する協定書

第13章 災害救助物資の確保、災害対策基金計画

第1節 災害救助物資確保計画

第1項 食料の確保

市（地域福祉課・支所地域窓口班）は、災害時における地域住民に対する応急用食料の供給を円滑に実施するため、その調達・供給体制の整備に努める。

1 応急用食料の調達・供給に関する基本方針

災害時における応急用食料の調達・供給については、次により市（福祉課・支所地域窓口班）は、不測の事態に備えた体制を図るものとする。

(1) 災害時における地域住民に対する応急用食料の供給に関し、基本的な責任を負うものであり、その備蓄並びに調達、輸送及び配送体制の整備を図るものとする。

この場合、市町相互の応急用食料の調達・供給に関する広域的な応援体制の整備についても、十分留意するものとする。

2 応急用食料の調達・供給体制の整備

市（地域福祉課・支所地域窓口班）は、災害時を想定した応急用食料の調達・供給体制を次により整備するものとする。

(1) 主食系として、米について、山口農政事務所、自衛隊等と連携し、災害が発生した場合、直ちに供給できるよう、体制を整備するものとする。

(2) 次の食料について、災害が発生した場合、関係団体、民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、応援協定を締結するなど体制を整備するとともに、これらの食料の調達可能量（流通在庫量又は製造能力）の把握に努めるものとする。

・精米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰、食物アレルギー対応食品等

[資料編]2-13-1①～⑯ …災害時における応急生活物資供給等に関する協定書

第2項 飲料水の供給

1 応急給水活動計画

市（上下水道局）は、応急給水に係る給水拠点、給水基準、給水体制等応急給水活動計画を定めておく。

2 給水拠点の整備

応急給水活動計画に定められた給水拠点となる場所については、災害時に給水活動が円滑に実施できるような体制を整備しておく。

3 飲料水の確保

(1) 必要量の確保

市（上下水道局）は、大規模災害が発生した場合の被害想定を行い、被害想定を参考に、最大断水時の延べ影響人口を対象とする必要量を目標に飲料水の確保に努める。（1人1日3㍑）

(2) 井戸水の活用

市（上下水道局）は、地域内の井戸の分布状況を把握し、井戸水を飲料水として活用する際の飲用方法等について指導するとともに、長門健康福祉センターとの連携体制を整備する。また、飲料水として活用できる井戸の所有者と災害時の協力体制の整備に努める。

4 応急給水資機材の整備

市（上下水道局）は、給水タンク車、給水タンク、ドラム缶、ポリ容器、ポリ袋等の必要な資機材の整備、備蓄に努める。

5 応急復旧体制の整備

市（上下水道局）は、応急復旧に必要な資機材の備蓄及び人員の確保に努めるとともに、市町相互、民間業者団体等との間に応援協定を締結するなど、応急復旧体制の充実に努める。

第3項 生活必需品等の確保

市（地域福祉課・支所地域窓口班）は、毛布、下着、作業着、タオル、エンジン発電機、卓上コンロ、ポンベ等の生活必需品について、流通業者、流通在庫量等の把握を行い、調達体制の整備に努めるとともに、より迅速な救助を実施できるよう、備蓄に努めるものとする。

第4項 市民のとるべき措置

市民は、防災の基本である「自らの身の安全は自らが守る」という考えに基づき、2～3日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備に努めるものとする。

第2節 災害対策基金計画

市は、災害救助の実施に必要な費用及び災害対策に要する費用の財源に充てるため、災害救助基金等の積立を行う。

第1項 山口県災害救助基金

1 基金の積立

災害救助の実施に必要な費用及び災害対策に要する費用の財源に充てるため、災害救助基金の積立を行う。

2 基金の運用

災害救助基金の運用は、次の方法によることとなっている。

- (1) 資金運用部への預託又は確実な銀行への預金
- (2) 確実な債券の応募又は買入
- (3) 救助に必要な給与品の事前購入

第2項 山口県市町災害基金

1 災害基金組合

県内の全市町をもって、山口県市町災害基金組合が設立されている。

2 基金組合への積立

平成3年度における基準財政需要額により算定された組合市町の納付目標額に達するまで、組合市町は毎年度、前年度の地方交付税の算定に用いられた基準財政需要額の100分の0.2に相当する金額（その金額が組合市町の当該平均額を超える場合にあっては、平均額を上限とする。）を組合に納付するものであること。

3 基金の処分

- (1) 基金の処分の対象となる災害は、次に掲げるものであること。

- ア 風害
- イ 水害
- ウ 雪害
- エ 地震
- オ 干害
- カ 火災
- キ その他議会の議決を経て定める災害

- (2) 次に掲げる事項に該当する場合にあっては、市町納付金の3倍以内の額を処分することができるものであること。

- ア 災害による減収補てんを要するとき
- イ 災害対策事業費の支出を要するとき
- ウ その他災害に伴う費用の支出を要するとき

- (3) 上記事項に掲げるもののほか、次の次号に掲げる事業を行うときは、市町納付金現在額の範囲内において、基金の処分を行うことができるものである。
- ア 道路、河川その他の公の施設の保全整備又は災害防止対策等に関する事業
 - イ 災害等に係る自動車又は自動車に類し、道路以外の場所で用いる建設機械等の購入に関する事業
 - ウ その他組合長が必要と認めた事業

第14章 ボランティア活動の環境整備

第1節 ボランティアの位置付け

第1項 ボランティアの定義

市防災計画でいうボランティアは、消防団のように防災活動への従事義務がある団体の構成員を除いた者で、災害時において被災者の救援活動に自主的・自発的に参加するものをいう。

第2項 ボランティアの活動対象

災害時におけるボランティアを専門的知識・技術や特定の資格を有する者（以下「専門ボランティア」という。）及びそれ以外の者（以下「一般ボランティア」という。）に区分し、その活動内容は、おおむね次のようなものとする。

区分	活動内容
専門ボランティア	<ul style="list-style-type: none">・被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等）・建築物危険度判定（応急危険度判定士）・土砂災害危険箇所の調査（斜面判定士等）・医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師等）・福祉（手話通訳、介護等）・無線（アマチュア無線技士）・特殊車両操作（大型重機等）・通訳（語学）・災害救援（初期消火活動、救助活動、応急手当活動等及びその支援等）・その他特殊な技術を要する者・災害復旧技術専門家派遣制度（災害復旧活動の支援・助言）
一般ボランティア	<ul style="list-style-type: none">・救援物資の整理、仕分け、配分・避難所の運営補助・炊き出し、配達・清掃、防疫・要配慮者等への生活支援・その他危険のない軽作業

第2節 ボランティアの育成

第1項 市民に対する普及・啓発

市及び県は、関係団体と連携して、災害時におけるボランティア活動についての関心を深め、多くの市民の積極的な参加を呼びかけるための普及・啓発に努める。

第2項 ボランティアの養成

市、県及び日赤山口県支部は、関係団体と連携して、ボランティアが被災地で活動するうえで必要となる知識や技術を習得できるよう、研修を実施し、ボランティアの養成を行う。

第3項 コーディネーターの養成

ボランティアが被災地で円滑な活動を行うためには、ボランティアの活動調整等を行うコーディネーターの役割が重要であることから、県は、関係団体と連携してその養成を図る。

第3節 ボランティアの登録

市（地域福祉課・支所地域窓口班）は、社会福祉協議会の協力を得て、災害時におけるボランティアの登録をあらかじめ行い、災害時の対応に備える。

第4節 ボランティア支援体制の整備・強化

市及び県は、社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、支援体制の整備に努める。

第15章 施設、設備等の応急復旧体制

第1節 公共施設等の応急復旧体制

第1項 公共土木施設等

- 1 被災施設設備の迅速な応急復旧に必要な情報収集・連絡体制、活動体制の確立に努める。
また、民間業者団体等の円滑な協力が得られるよう、あらかじめ協定等を締結するなどの措置を講ずるものとする。
- 2 応急復旧に必要な各種資機材について常に把握し、調達を必要とする資機材については、あらかじめ民間業者等と協定を締結するなどの措置を講じておく。

第2項 公共施設等

災害発生時において、病院、社会福祉施設及び学校等公共施設の的確な応急・復旧措置は、被害の軽減につながることから、施設管理者は平常時から、施設利用者等の安全を確保するための応急措置、災害活動及び救助等にかかる体制の整備をしておく。

第3項 鉄道施設

多数の人員を高速で輸送している鉄道は、直接人命に関わる被害が発生するおそれがあるため、機敏かつ適切な応急措置を講じる必要があることから、発災時の初動措置等（運転規制、乗務員の対応、乗客の避難誘導、救護活動等）に必要な体制の確立、復旧活動に必要な体制の確立に努めるものとする。

第2節 ライフライン施設の応急復旧体制

第1項 水道事業者

災害時における飲料水の確保及び施設被害の応急復旧に対処するため、情報収集連絡体制、活動体制並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、水道事業者相互間、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。

第2項 下水道事業者

下水道施設の被災に対し、迅速な応急復旧が可能となるよう、活動体制の整備並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、下水道事業者間相互、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。

第3項 電気事業者

電気施設が被災した場合には、二次災害を防止し、速やかに応急措置を講じ施設設備の機能を維持する必要があることから、情報連絡体制の整備、応急対策要員の確保等に係る体制の整備を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、他部署からの応援、同種の会社、関連企業等からの応援等も含めた体制の整備に努める。

第4項 ガス事業者

二次災害の発生を防止するため発災時の初動措置、応急措置及び応急復旧に必要な活動体制の整備を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努める。

第5項 通信事業者

1 通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因になるとともに、社会的混乱のおそれをきたすなどその影響が大きいことから、通信施設設備の確保、応急復旧及び復旧対策に必要な体制の確立を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、他部署からの応援、関連企業等からの応援等も含めた体制の整備に努める。

2 通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国〔中国総合通信局〕を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請するものとする。

第16章 危険家屋移転促進対策

第1節 防災のための集団移転促進計画

第1項 事業の目的

住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害による被災地域又は被災する危険の著しい地域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にあるすべての住居を他の安全な場所に移転をさせることを目的として、一定規模の住宅団地を整備する等の集団移転事業を推進する。

第2項 事業主体

市（例外として、市の申し出により当該事業の一部を県が実施することができる。）

第3項 移転促進区域

1 被災地域

集団移転促進事業を実施しようとする年度又はその前年度において発生した災害（豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象）にかかるもの

2 災害危険区域

建築基準法第39条第1項の規定に基づく条例で指定された区域

第4項 国の補助制度等

1 国の補助

次の各号に掲げる経費について政令で定めるところにより、それぞれ4分の3を下らない割合により、その一部を補助する。

- (1) 住宅団地の用地の取得及び造成に要する経費（当該取得及び造成後に譲渡する場合を除く。）
- (2) 移転者の住宅団地における住宅の建設若しくは購入又は住宅用地の購入に対する補助に要する経費
- (3) 住宅団地に係る道路、飲料水供給施設、その他政令で定める公共施設の整備に要する経費
- (4) 移転促進区域内の農地等の買取りに要する経費
- (5) 移転者の住居の移転に関連して必要と認められる農林水産業に係る生産基盤の整備及びその近代化のための施設の整備で政令で定めるものに要する経費
- (6) 移転者の住居の移転に対する補助に要する経費

2 地方債の特別措置

地方財政法第5条第1項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

第2節 がけ地近接危険住宅の移転促進計画

第1項 事業の目的

がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、危険住宅（がけ地の崩壊、土石流、なだれ及び地すべりによる危険が著しいため、建築基準法第39条第1項の規定に基づき地方公共団体が条例で指定した災害危険区域又は同法第40条の規定に基づき地方公共団体が条例で建築を制限している区域－山口県建築基準条例第7条－及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条の規定に基づき知事が指定した土砂災害特別警戒区域に存する既存不適格住宅）の移転を行う者に対して補助金を交付する地方公共団体に対して国が必要な助成を行い、急傾斜地崩壊防止対策とあいまって住民の生命の安全を確保することを目的とする。

第2項 事業主体

市（ただし、特別の事情がある場合には県が実施することができる。）

第3項 移転の促進

市（建築住宅課・支所経済施設班）は事業計画にしたがって危険住宅の移転を行う者に対して必要な援助、指導を行い、移転の促進を図る。

第4項 国の補助制度

国は事業主体に対して、移転事業に要する次の各号に掲げる費用について、予算の範囲内においてその2分の1を補助する。

- 1 危険住宅の除去等に要する経費
- 2 危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）及び改修に要する経費

第5項 県の補助制度

県は事業主体に対して、移転事業に要する費用について、予算の範囲内においてその4分の1を補助する。

第17章 火災予防対策

第1節 一般火災予防計画

第1項 火災予防対策の推進

1 火災予防思想の普及啓発

火災予防思想の普及啓発については従来から積極的に取り組んできているが、なお一層の徹底を図るため市及び消防機関は、関係団体等と協力して地域に密着した効果的な防火思想の普及啓発活動を推進する。

特に春季・秋季の全国火災予防運動期間中には、講習会の開催、広報車の巡回広報、広報誌の配布、防災行政無線（同報系）の利用等あらゆる機会をとらえ、火を出さないための運動を展開する。

(1) 地域に密着した防火、防災思想の普及啓発

ア 防火思想普及の徹底を図るため、広報用素材の充実、広報メディアの拡充、広報素材の有効活用等を図り、関係機関並びに団体と協力して防火対策の必要性を明確に伝える親しみやすい広報活動を開催する。

(ア) 街頭広報や報道機関を活用した啓発活動

(イ) イベント、集会等を利用した啓発活動

(ウ) 巡回による啓発広報活動

(エ) 学校、職場等における防火指導

(オ) 自主防災組織による啓発広報活動

イ 外国人に対する火災予防広報の実施

市内に在住する外国人に対する火気の管理、避難等必要な広報活動を行う。

2 火を使用する設備・器具等の防火安全性の確保

日常生活で用いる火を使用する設備・器具等からの出火を防止するため、これらの設備・器具等の設置及び取扱基準等を定めた長門市火災予防条例の周知徹底を図る。

(1) 炉、風呂がま等の火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準

(2) 調理器具、ストーブ等の火を使用する器具の取扱いの基準

(3) 指定数量未満の危険物及び危険物に準ずる可燃性物品（指定可燃物）等の貯蔵又は取扱いの技術上の基準

3 住宅防火対策の推進

住宅の火災による死者は、火災の死者の大半を占めていることから、将来にわたり住宅火災による死者の大幅な低減を図るため、市、消防機関等は、効果的な住宅防火対策を推進する。

(1) 防火意識の高揚

住宅の防火意識の高揚を図るため、住宅防火の現状、住宅防火対策の必要性等の周知徹底を図る。

ア 住宅防火対策の必要性を明確に訴える親しみやすい広報活動を展開する。

イ 広報誌、ケーブルテレビ、防災行政無線等の活用を図り、地域に密着した効果的な広報活動を推進する。

ウ 県、市、消防機関の共催による住宅防火講習会及び住宅防火フェア等を開催する。

(2) 住宅用防災機器等の普及

住宅用火災警報器、住宅用自動消火装置、防炎寝衣類等の性能、効果等の認識を深めるため、これらの住宅用防災機器等展示コーナーの設置促進等を図る。

4 地域における防火安全体制の充実

(1) 自主防災組織の整備充実

火災や地震等の災害から地域を守るには、住民一人一人の自覚と、近隣居住者相互の協力が不可欠となる。このため、地域の実情に応じた、自治会、管内事業者、女性・高齢者・社会活動団体等による自主防災組織の育成を図るとともに既存の防火クラブ（幼年・少年・婦人・老人の各クラブ等）の活性化等についても一層推進する。

また、地域住民、自主防災組織等が火災等災害発生時において初期消火、救助救出活動が迅速に取り組めるように必要資機材の整備を推進する。

(2) 防火（防災）教育の充実

企業の自衛消防隊員、一般市民等に対し、消防学校体験入学を勧め、防火防災知識・技術の向上を促進する。

(3) 防火訓練の実施

防火に関する技能の習得、啓発を図るため、消防機関、事業所等は防火訓練を定期的に行う。

なお、訓練は夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の火事発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、訓練は形式的なものとならないよう、訓練実施者は具体的な訓練目標を定め効果的な訓練の実施に努める。

第2項 要配慮者の防火安全性の確保

要配慮者に対し火災等の災害のない生活の場を確保するため、市、消防機関及び関係団体等は以下の対策を推進する。

1 住宅防火対策（高齢者等の防火安全対策）の推進

住宅の火災による死者は、火災の死者の大半を占め、しかも65歳以上の高齢者や障害者が被災する場合が多いことから、市、消防機関は高齢者・障害者住宅防火対策の効果的推進を図る。

(1) 防火意識の高揚

(2) 住宅用防災機器の普及

2 避難協力体制の確立

一人暮らしの高齢者、障害者等が適切に避難できるよう消防団、自治会、自主防災組織、事業所等を含めた地域が一体となった避難協力体制の確立に努める。

3 その他の安全確保対策の推進

(1) 火災通報や救急通報等が迅速かつ効率的に行われるための自動通報（緊急通報システム）の普及促進を図る。

(2) 高齢者、障害者等が入所している施設においては、的確に情報伝達や避難誘導が可能となる各種設備（閃光型警報装置、点滅型誘導灯等）の設置促進に努める。

第3項 建築物防火対策の推進

建築物の防火安全性を確保するため、市（建築住宅課）、消防本部及び県は、建築基準法、消防法等で定める防火に関する規制の適切な執行と必要な指導を行う。

1 関係者への指導の強化

(1) 建築基準法に係る防火規制の徹底

建築物の防火性能を確保するため、建築基準法に基づく建築物の許認可等により、防火規制の徹底並びに適切な指導を推進する。

また、多数の人が利用する既存の特殊建築物等については、適正に維持管理され、防火性能が確保されるように、建築物の所有者・管理者に対し、長門市火災予防条例に基づく建築物の維持保全に関する計画書の作成、定期的な調査の実施及び保守状況の指導を推進する。

(2) 消防同意制度の適切な運用

建築物の許認可に係る消防本部の同意制度は、建築規制と消防規制との調和を図りつつ建築物の防火を推進しようとするもので、消防本部はこの制度の効果的な運用により、建築物の防火安全性の確保を図る。

(3) 重点的・効果的な予防査察の実施

消防本部は、消防法に定める予防査察の実施に当たっては、防火対象物点検結果報告、消防用設備等点検結果報告等の防火対象物関係者からの報告、届出等の結果あるいは、過去の指導状況等踏まえ、法令遵守の状況が優良でない防火対象物及び火災予防上の必要性が高い防火対象物を重点的に行うとともに、立入検査の実施項目の選択による効率的な予防査察を行い、火災の発生及び拡大の危険性の排除等

火災予防上必要な措置について指導する。

2 消防用設備等の設置、維持の適正化

(1) 消防本部は、消防法に定める防火対象物の消防用設備等の設置について、防火対象物の実態を踏まえ、基準に適合しかつ効果的な設備の設置指導を行い、建築物の防火安全性の確保を図る。

(2) 消防本部は、防火対象物の関係者に対し、消防法に定める消防用設備等の点検・報告制度の重要性を認識させ、定期点検及び点検結果報告を徹底させ、消防用設備等の適正な機能の維持を図る。

3 防火管理の徹底

消防法に定める防火管理制度では、防火対象物に対する人的な規制で、収容人員が一定以上の対象物には一定の資格を有する者を防火管理者として選任し、防火管理業務を行わすこととしている。

消防本部は、防火対象物の所有者等に対して防火管理者の選任、さらに、防火管理者に対して消防計画の作成、消防訓練の実施、火気管理等の防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導し、建築物の防火安全性の確保を図る。

第4項 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

多数の者が出入りするホテル・旅館、病院、店舗、社会福祉施設等の特定防火対象物については、火災により大きな被害が発生するおそれがあることから、前項の対策に加え次の事項を推進し、これらの特定防火対象物の防火安全性の確保を図る。

1 防火管理体制の充実

(1) 消防本部は、実態に応じた初期消火、通報及び避難等の訓練の実施についてきめ細かな指導及び検証を行う。

(2) 特に高齢者、身体障害者に対する火災情報の覚知、伝達に配慮した避難誘導体制の確立について指導を行う。

(3) 病院、社会福祉施設等で、自力避難が困難な者を多数収容している施設にあっては、近隣住民や、ボランティア組織の応援、協力体制の確立を推進する。

(4) 消防本部は、用途別に国が定めた次の「防火管理体制指導マニュアル」に基づき、用途別に適切な指導を行う。

ア 物品販売店舗等における防火管理体制指導マニュアル

イ 旅館・ホテル等における夜間の防火管理体制指導マニュアル

ウ 社会福祉施設及び病院における夜間の防火管理体制指導マニュアル

エ 小規模社会福祉施設における避難訓練等の指導マニュアル

2 防火対象物定期点検報告制度の適正な運用

消防本部は、消防法に定める「防火対象物定期点検報告制度」の対象となる防火対象物の防火管理等の状況について、点検報告により把握するとともに、その不備事項について早期改善を指導する。

3 避難施設・消防用設備等の維持管理の徹底

(1) 火災発生時の避難路となる通路、階段等の適正な管理がなされるよう指導を徹底する。

(2) 火災発時において、煙の拡散及び延焼の拡大の防止に重要な役割を果たす防火戸、防火シャッター等の維持管理の徹底を図る。

(3) 防火対象物の関係者自らが、自主的に適正な維持管理をチェックする体制の整備を推進する。

4 特定違反対象物及び小規模雑居ビルに対する是正措置の徹底

消防本部は、消防法令の違反により火災が発生した場合、人命危険が大であると予測される特定違反対象物、小規模雑居ビルについては、指示、警告、措置命令、告発・公表等の適切な違反処理により、法令違反の是正を図る。

5 工場、倉庫等の防火安全対策の推進

工場、倉庫等の防火対象物においては、建築構造、収容物等の状況から、一旦火災が発生すると延焼速度が速いため大規模火災となる危険性が高く、甚大な人的、物的被害を生ずるおそれがある。

このため、これらの防火対象物については、消防用設備等の適正な維持管理等防火安全体制の徹底が図られるよう指導を行う。

第5項 消防力の充実・強化

火災の発生防止、被害の軽減を図るために市における消防力の充実・強化が求められることから、市は国が定めた「消防力の整備指針」に基づく消防力（資機材、要員）の確保に努める。

1 市消防計画の整備

- (1) 市は、国が定める基準に従い消防計画を策定すること。
- (2) 市は、策定した消防計画（大綱は次のとおり）に基づき、計画的な火災予防対策の推進を図り、必要な組織の確立、消防資機材の整備、地域の実態を反映した警戒・防ぎよ活動の実施に努める。
 - ア 消防組織に関すること。
 - イ 消防力の整備等に関すること。
 - ウ 防災のための調査に関すること。
 - エ 防災教育訓練に関するこ。
 - オ 災害の予防、警戒及び防ぎよに関するこ。
 - カ 災害時の避難、救助及び救急に関するこ。
 - キ その他災害に関するこ。

2 消防組織の充実

(1) 広域消防応援体制の整備

県内の市町、組合消防本部が締結した県内消防相互応援協定の円滑な対応が図れるよう、市等は必要な運用体制の確立に努める。

(2) 消防団の活性化の推進

消防活動（防災活動）等において消防団が担う役割の重要さに鑑み、市及び県は消防団員の確保、活性化に必要な対策を計画的に推進する。

(3) 自主防災組織の育成

第1項4参照

(4) 消防組織の連携強化

平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図るものとする。

3 消防教育・訓練の充実

複雑多様化する消防事象に対応できる消防職員、団員の育成を図るため、市は、消防職員、消防団員が、容易に教育を受けることができる環境の整備に努める。

4 消防施設等の充実・強化

(1) 消防施設等の整備

- ア 市は「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設及び消防通信施設等の整備について、年次計画を立てるなどして、その充実強化を図る。
- イ 消防水利については、火災の延焼拡大の危険が高い地域や、消防活動が困難な地域等を中心に防火水槽や耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、河川やプールの活用等により消防水利の確保を図る。
- ウ 消防水利の不足又は道路事情により消防活動が困難な地域については、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進する。
- エ 自治会等自主防災組織による初期消火活動が円滑になされるよう軽可搬ポンプ等の消火機材の整備充実を図る。

第6項 文化財防火対策の推進

文化財建造物の多くが木造の大規模な建築物であるとともに、その利用形態、建築物の構造等が多種多様であり、文化財の特性に応じた防火管理体制、消防用設備等の設置の推進を図る。

1 建造物文化財・防火施設の現況

指定種別	指定建造物	所在地	建物構造等				消防用設備設置状況				巡視状況	火の使用有無	電気配線の有無
			用途	構造	階数	面積(m ²)	自動火炎報知設備	消火器	屋内消火栓設備	漏電火災警報器			
国指	早川家住宅	通1区 沢江	住宅	木造	2	169	○	○	○	○	昼夜	有	有
	本宅		木造	1	136	○	○				昼	有	有
	糀蔵		木造	1	19	○	○						
	馬小屋		木造	1	48	○	○						
	湯殿		木造	1	15	○	○						
県指	大寧寺本堂	湯本区 大日比区	寺院	木造	2	1,338	○	○			昼夜	有	有
	西圓寺本堂		寺院	木造	1	314	○	○			昼夜	有	有
	山門		木造	2	10	○	○						

2 予防対策実施責任者

- (1) 予防対策 ……所有者又は管理団体
- (2) 予防対策指導……市教育委員会（文化財保護室）

3 文化財防火対策の推進

(1) 防火設備の整備充実

ア 消火設備の整備

消火器、スプリンクラー、ドレンチャー、放水銃、消火用水槽等を建造物の延面積に応じた能力の設備に整備する。

イ 警報設備の拡充

自動火炎報知設備、漏電火災警報器等の整備拡充を図る。

ウ その他設備の拡充

避雷装置、火除地、消防道路、消防倉庫、防火柵、防火壁、防火戸等の整備促進を図る。

エ 防火設備の修理・更新

文化庁の「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」に基づく定期的な点検や消防設備点検などで確認された不具合・老朽化等に対する確実な修理・更新等を図る。

(2) 予防対策指導の推進

ア 利用の形態、建築物の構造等を踏まえ、次の事項を内容とする予防計画を策定する。

(ア) 防火管理体制

(イ) 国、県及び市への災害通報体制

(ウ) 災害の起こり易い箇所の点検、確認、組織等の確立

- (エ) 自衛消防組織の確立
 - (オ) その他、注意札、火気の使用禁止、浮浪者の侵入防止等
- (3) 防火思想の普及啓発
- 毎年1月26日を文化財防火デーとし、関係者の協力を得て防災思想の普及啓発、防火訓練を実施するなどして文化財建造物の防火について広く市民の意識の高揚を図る。
- ア 防災思想の普及（ケーブルテレビ、防災行政無線、広報誌等による。）
 - イ 防火訓練の実施（地域住民、消防本部・消防団との連携協力により、通報、消火（初期消火体制の構築・強化）、重要物件の搬出、避難等総合的に行う。）

第2節 地震火災予防計画

近年の地震においては、地震から数時間経過しての電気器具による出火という過去の地震による出火と異なった形態を示す火災が起きている。機器の進歩、ライフスタイルの変化、安全対策の充実により出火原因や火災の形態に変化が現れており、出火防止についても新たな対策が必要となってきた。

第1項 出火防止

1 一般火気器具からの出火防止

地震時におけるガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火は、近年その割合を減少させているが、地震の発生直後に同時多発し消火が困難であること、ガスや油類は他の発火源における出火においても着火物となる可能性が高いことから一般火気器具からの出火防止は重要である。地震が発生した場合には火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと、落下物に配慮した場所に火気器具を設置すること等の防災教育を積極的に推進する。

また、過熱防止機構の付いたガス器具、耐震自動消火装置付き石油ストーブ、耐震自動ガス遮断装置（マイコンメータ含む）等の普及促進を図る。

2 電気器具からの出火防止

近年の地震による出火原因では、電気関係による割合が増えているが、阪神・淡路大震災では、「不明」を除き「電気による発熱体」が発火源の最多となり、この傾向が顕著となっている。

また、停電後の通電により地震から数時間経過して出火するという新たな形態の火災が起きており、電気器具からの出火防止対策を講じていく必要がある。

電気ストーブ及び電気コンロについては一般火気器具の出火防止同様、器具周辺に可燃物を置かないこと、落下物に配慮した場所に器具を設置すること等の防災教育を積極的に推進する。

特に、電気ストーブでは、落下物によりスイッチが入ったと考えられる事例や落下物や周辺の散乱物等により転倒状態であっても耐震装置が働かなかったと考えられる事例、観賞魚用ヒータが空気中に露出し、過熱状態であってもサーモスタッフが機能しなかったと考えられる事例等、従前の予想を超える事象が発生したことに留意し、地震が発生した場合には使用中の電気器具のスイッチを切り、電熱器具などの電源プラグを抜くとともに、避難時にはブレーカーを切ることを住民に啓発することや感震ブレーカー等の普及促進を図っていく。

3 化学薬品からの出火防止

学校、研究機関、工場等で使用される化学薬品は、容器の損壊、混合・混触等により、自然発火するおそれがある。

このため、適正な保管、容器や棚の転倒防止措置についての徹底を図っていく。

4 その他の出火防止

危険物施設については、出火した場合には付近に与える影響が極めて大きいことから、耐震性の確保等一層の安全管理の徹底を図る。

第2項 初期消火

大規模地震が発生した場合には、同時多発の火災が発生することから、消防機関での消火活動が困難になる。

大規模火災を防ぐには、発災直後における初期消火が最も有効な対策となることから、住民、自主防災組織等地域が一体となった消火活動が求められる。

なお、初期消火には消火器が有効であることから、消火器の有効活用を図るよう住民、自主防災組織等を指導する。

- 1 震災時の火災発生における初期消火についての知識、技術を習得させるなど、自主防災組織の育成強化を図り、消防機関と一体となった活動体制を確立するよう努める。
- 2 震災時には、事業所の自衛消防隊についてもその活動が大きく期待されることから、自衛消防隊の育成を推進する。

第3項 消防力の強化

市（消防本部）は、大規模地震の発生に対応できる消防力の強化を図るため、計画的に消防資機材等の整備充実を図っていく必要がある。

1 消防水利の整備

震災時は、断水等により消火栓が使用できず、消火活動に重大な支障をきたすおそれがあることから、今後、耐震性を有する防火水槽の整備、河川水、海水、農業用水等を活用した自然水利の開発、水泳プール、ダム、ため池等を指定消防水利とするなど、消防水利の確保を一層推進していく。

2 消防資機材の整備

(1) 消防団

火災初期における機動的な活動に有効な従来の消防ポンプ車の整備に加え、小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ付積載車の整備を推進していく。

(2) 自主防災組織

初期消火に必要な可搬式小型動力ポンプ、消火器の整備を推進していく。

3 消防相互応援体制の整備

(1) 県内広域消防相互応援協定の締結

(2) 事業所等との間の応援協定の締結

第3節 林野火災予防計画

市の約76%を占める林野は、古くより木材その他の林産物の供給、市土の保全、水資源の確保、自然景観、健康保養の場として市民生活に大きく貢献している。

林野火災が一旦発生すると、これらの役割を担う森林資源を短時間のうちに焼失し、その回復には長い年月と多大の労力を費やし、社会的損失が極めて大きなものとなるおそれがある。

このため、市及び森林関係者は、林野火災発生防止について必要な予防対策を推進する。

第1項 出火防止対策の推進

林野火災は2月から5月までの乾燥した季節に多く発生し、その原因としては、火入れ、たき火等人為による失火が大部分である。

林野は、広大に広がり、そこには不特定多数の者が自由に入り出しが出来ること及び林野の管理経営状態が多様であり、日常の防火管理が必ずしも十分でないこと等を踏まえ、市、消防機関及び森林組合等は、林野火災に対する予防思想の普及啓発に努めるとともに、林野の巡視の強化及び施設の整備等防火対策を推進し、林野火災の未然防止と被害の軽減を図る。

1 林野火災予防対策の推進

(1) 防火思想の啓発

国、県、市及び関係者は協力して市民の林野火災防止に対する認識のより一層の向上を図るため、防

火思想の普及啓発に必要な対策を推進する。

ア 広報活動の推進

林野火災対策においては、その出火原因が人為によるものが大部分であること、また一旦発生するとその消火活動は困難を極める場合が多いこと等から出火防止の徹底が特に重要となる。そのため、市、消防機関及び林野の所有者等が相互に密接な連携を図り、広報の時期、地域、対象者、媒体等について関連的に検討を行い、有効かつ強力な広報宣伝活動を実施する。

また、林野火災は、空気が乾燥する2月から5月までが多発時期であるため、この期間を林野火災防止強調期間として予防施策を推進し、特に3月を林野火災予防月間と定め強力に啓発運動を展開する。

(ア) 広報車、広報誌、防災行政無線、ケーブルテレビ等による啓発

(イ) ポスター、チラシ等の配布

(ウ) 学校等を通じての広報（児童生徒の防災思想の高揚）

(エ) 林野火災予防標識板及び立看板等による啓発

(オ) 森林保全巡回指導員による巡回指導

イ 協議会等の開催

各関係機関、団体等による協議会、研修会、講習会等を通じて火災予防の徹底を図る。

(2) 発生原因別対策

ア 一般入山者対策

登山、ハイキング、山菜採取、渓流魚釣等の一般入山者に対して次の事項を推進する。

(ア) たばこ、たき火による失火については、十分な防火思想の啓発を図る。

(イ) 山林内、休憩所、駐車場等に火災防止標識板を設置するなどして啓発を図る。

(ウ) 山林内でのタバコのポイ捨てを防止するため、簡易吸殻入れの携帯運動を推進する。

(エ) 危険時期等における入山制限の周知を図る。

(オ) 観光事業者による防火思想の啓発を図る。

イ 山林内事業者(作業者)対策

山林内において事業を営む者又は造林、伐採等の作業を実施する者は、次の体制をとるものとする。

(ア) 火気責任者を定め、事業区域内に巡回員を配置するものとする。

(イ) 火気責任者は、あらかじめ事業所（作業箇所）内の連絡系統を定め、関係機関との連絡に万全を期すものとする。

(ウ) 事業所において喫煙所等火気を取り扱う必要がある場合は、火気責任者が場所を設けるとともに、標識及び消火設備を完備するものとする。

(エ) 鉱山、道路整備等山林内で事業を行う者は、事業区域内から失火することのないよう森林所有者と協議し、万全の予防措置を講ずるものとする。

ウ 火入れ対策

火入れに当たって、市及び消防機関は、長門市火入れに関する条例及び長門市火災予防条例に定める遵守事項の徹底を図り、火入れによる失火の防止に努める。

林野火災発生多発期間における火入れは、極力避けるようにし、出来る限り11月から2月までの冬期に行うように指導するとともに、火入れ対策として次の事項の徹底を図る。

(ア) 火入れを行う場合は、必ず市長の許可を受け、許可付帯条件の遵守を励行させる。

(イ) 火入れ方法の指導

(ウ) 火入れ者及び火入れ責任者は、火入れの許可期間中であっても、強風注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。

火入れ責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、若しくは強風注意報又は火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。

(エ) 火入れ跡地の完全消火を行い、責任者の確認を受け、また跡地には状況に応じ監視員を配置する。

(オ) 森林法及び市条例、規則等で規制している火入れ以外の火入れについても、特に気象状況を十分考慮して行うよう指導する。

エ 道路、鉄道沿線等における火災対策

JR西日本、サンデン交通㈱、防長交通㈱及びブルーライン交通㈱は、道路の利用者、乗客、乗員等による沿線火災防止のための予防対策を樹立し、路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力するものとする。

(ア) 危険地帯の可燃物の除去

(イ) 路線の巡視

(ウ) 車両通過中における火災発見の際の連絡系統及び周知方法の確立

(エ) 林野火災巡視の際の用地通行及び消火活動の際の路線通行の便宜

(オ) 緊急時における専用電話利用の便宜

オ 森林所有者対策

森林所有者は自己の所有する林野から放火、失火が生じないよう次の事項を実施するものとする。

(ア) 一般住民に対する防火意識の啓発

(イ) 無許可入山者の排除

(ウ) 火入れに対する安全対策の徹底

(3) 巡視・監視の強化

ア 警戒活動の強化

市、森林組合等は、林野火災の多発期間及び気象状況が火災の予防上危険であると判断されるときは、山林の巡視及び監視等の警戒活動を強化する。

イ 森林保全巡視指導員の設置

山火事の多発地帯、保安林、森林リクリエーション地帯等に森林保全巡視指導員を配置し、入山者に対する巡回指導、火入れに対する指導のほか、次のことを行い森林の保全を図る。

(ア) 災害の早期発見に関すること。

(イ) 無許可伐採等に対する指導

(ウ) 森林の産物の盗掘、案内板等の棄損等の防止に関すること。

(4) 関係団体との協力体制

ア 市及び消防機関は、森林組合、地域住民による自主防災組織との間の協力体制の充実を図る。

イ 市及び消防機関は、地域住民による自主防災組織の育成に努める。

第2項 林野消防対策の推進

市及び消防機関は、林野火災に即応する体制の強化及び消防資機材の整備を図るため次の対策を講じる。

1 火災気象通報・警報の収集伝達体制の確立

(1) 下関地方気象台及び県は、林野火災の未然防止、被害の軽減を図るため、市に対し迅速かつ的確な乾燥注意報、火災気象通報等の気象情報の伝達を行う。

(2) 市及び関係機関は、火災気象通報が発せられた場合に遅滞なく住民、関係者に周知するための体制の充実を図る。

(3) 市長は、気象台及び県からの火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、適切に火災警報を発令することができるよう必要な体制の確保に努めるとともに、住民、関係者に伝達するための体制の整備を図る。

2 活動体制の整備

(1) 消防体制の確立

市及び消防機関は、林野火災に的確に対処するため、林野火災多発時期における体制、火災警報発令時における警戒体制、火災発生を考慮した消防隊の編成など林野火災に即応できる組織を確立し、適切な運営を図るよう努める。

(2) 相互応援体制の確立

市は、林野の分布等を考慮して、林野火災を対象とする広域的な相互応援体制を整備するものとする。平成8年4月、県内全市町及び消防一部事務組合を対象として県内広域消防相互応援協定を締結しており、今後はこれの円滑な対応が出来るよう体制の整備に努める。

(3) 総合的消防体制

市及び県は、林野及び消防の行政窓口を中心として、自衛隊、警察、その他の関係機関の密接な協力

を得て、総合的な消防体制の確立を図る。

(4) 林野火災被害報告の迅速化

林野火災発生の場合は、消火活動に必要な消防力の配置、延焼拡大防止のため、航空機の必要性の判断等に必要な情報の早期把握が求められる。

このため、市は迅速な火災発生速報が行えるようあらかじめ必要な体制を確立しておくものとする。

3 林野火災消火訓練の充実

市及び消防機関は関係者の協力を得て林野火災消火活動の特殊性を考慮した実戦的な消火訓練を実施するものとする。

第3項 林野火災に強い地域づくり

事業計画の作成

林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、市による林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図るものとする。

第4項 林野火災消防施設・資機材の整備

地理的、物理的条件等から消火活動に大きな制約、負担を伴う林野火災の消火活動を円滑に実施するため、市及び消防機関は、必要な施設及び資機材の整備を計画的に推進する。

1 林野火災消防施設の整備

- (1) 市は、林野火災危険地域に対して、防火管理道等の整備を図る。
- (2) 市及び消防機関は、林野火災用消防水利（防火水槽、自然水利）の確保に努める。
- (3) 市は、消火活動又は防火線としての役割を具備するよう林道の整備を計画的に推進する。
- (4) 林野火災の多発地域等については、市有林はもとより、一般民有林についても、防火線の設置及び防火樹帯の造成を指導する。

2 消火資機材の整備

林野火災消火活動に必要な資機材の整備についてはこれまで計画的に整備を進めてきているが、今後も必要な資機材について市及び消防機関はその充実に努める。

3 空中消火活動体制の確保

市及び消防機関は、航空機による消火活動が円滑に実施できるよう、管内の地形、林相等を踏まえ日常から臨時ヘリポート、水利地点等の確保に努めるとともに、必要な体制の確保を図る。

第18章 交通災害予防対策

第1節 海上災害予防計画

本市の海岸線は140.403kmに及び、沿岸に14箇所の漁港を有し、物資の輸送、漁業によるもの等、海上交通は輻輳し、船舶による各種災害（海上火災（爆発を含む。以下同じ）、油等危険物の流出等）の発生が危惧される。

第1項 海上災害予防対策

海上保安部、市（消防機関）、港湾・漁港管理者及び事業所等は、相互に協力し、航行中、係留・入渠中の海上災害の未然防止を図るため次の対策を推進する。

1 海上保安部、港湾・漁港管理者

(1) 海上災害予防運動の実施

海難防止運動の実施に併せ、旅客船、タンカー、貨物船、漁船等を対象として、船舶消火設備及び火気管理状況の点検指導、船舶火災予防思想の高揚と防火上の注意の周知徹底、危険物荷役運搬船の事故防止対策の徹底及びこれらに関する広報活動、訓練等を通じ海上災害の防止に努める。

(2) 岸壁関係者等への指導

ア 岸壁管理者、所有者及び使用者等（以下「岸壁管理者等」という。）に対して、船舶接岸中の火災を防止するため、必要な対策及び設備機材の設置又は改良の指導を行う。イ 港内工事作業責任者に対して、港湾工事に伴う海上災害の発生防止に必要な対策の指導を行う。

2 消防機関

ふ頭又は岸壁に係留された船舶及び上架又は入渠中の船舶は、消防法の適用を受けることから、消防機関は海上火災の未然防止、被害の軽減を図るため必要な対策の推進を図る。

(1) ふ頭施設等における火災予防に万全を期するため、消防水利、消防施設等の設置及び係留船のうち危険物等を積載する船舶に対して必要な指導を行う。

(2) 海上火災発生時の消火活動に必要な化学消防車、消火薬剤等の特殊装備の充実を図る。

(3) 係留、入渠中の船舶火災における消防活動を円滑に実施するため、次の事項について必要な措置を講ずる。

ア 係留、入渠、錨地等の実態把握

管轄内における船舶の係留施設等について実態を調査するとともに、当該場所で火災が発生したときの接近、進入の方法、消防車両等の通行可能経路等を事前に把握する。

イ 入港、入渠する船舶の種類、規模、積荷等の事前把握

管轄内の係留施設及び係留される船舶の実態を調査するとともに、当該船舶の特性等を把握する。

ウ 通報・連絡体制の確立

港に入りする船舶の動静等、消防活動に必要な情報の把握、及び火災等発生時の通報・連絡円滑化を図るため、通報連絡手段の確保並びに体制の確立を図る。

エ 情報収集体制の整備

海上火災の消防活動は、被災船の災害状況からその活動方針を決定することになることから、的確で正確な情報を得るために情報収集体制の確立を図る。

また、火災の特殊性に鑑み船舶火災時における情報収集内容及び整理様式等についてもあらかじめ定める。収集する主な事項としては以下のものが考えられる。

(ア) 発災日時

(イ) 被災船の状況

a 場所：航行位置、係留、入渠等の場所

b 船名・船籍

c 船舶の種類：船舶の用途、構造、総トン数、特徴等

d 出火場所：倉庫、甲板、機関室

e 燃焼物

f 現場の気象：風向、天候、波浪等

(ウ) 要救助者の状況

a 乗客、乗員の人数

b 要救助者及び負傷者の有無とその状況

(エ) その他

a 積載物の種別、形態、危険物の有無

b 二次災害の危険性の有無

c 火災の対応（単独、応援者等）

d 船主、荷主会社、代理店等

オ 消防訓練

海上火災の特殊性を踏まえた消防訓練（陸上部・海上部・船舶上）を、関係者と協力して実施する。

カ 応援体制の整備

海上災害に関する機関（海上保安部）及び事業所並びに他市町等との間の応援体制の充実強化を図っていく。

3 県・市（港湾・漁港管理者）

港湾区域内、漁港区域内等において災害防止を図るため次の対策を推進する。

(1) 港湾・漁港施設の適切な維持管理を図り、災害の未然防止に努める。

(2) 消火、救難、警備及び避難誘導に必要な設備・資機材及び、危険物等の大量流出に備えた防除資機材の整備に努める。

(3) 関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握しておく。

(4) 重要な所管施設の構造図等の資料を整理しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

(5) 海上災害発生時における応急活動体制の整備を図る。

4 事業所

荷受人、荷送人等の事業者は、係留中の船舶等による災害発生防止のため以下の措置を講ずる。

(1) 係留船舶の火災爆発防止

二次災害発生の防止のため、タンカーの荷役に際しては、オイルフェンスの展張、防除資機材の配備を行なうとともに監視体制を強化し、油流出の防止に努める。

(2) 通報連絡体制の整備

災害発生時等における、関係機関（海上保安部、消防機関、港湾管理者等）への通報連絡体制の確立を図る。

第2項 危険物等の大量流出対策

油、有害液体物質等の海上への流出・排出等にかかる防止対策については「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）」（以下「海防法」という。）により各種の規制がなされている。

また油等の排出に係る海洋汚染防止への対応については、「油汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画（平成18年12月8日閣議決定）」及び海上保安庁が作成した排出油等防除計画が策定されており、必要な対策が推進されている。

防災関係機関は沿岸及びその地先海域においてタンカー及び貯油施設（屋外貯蔵タンク等）等の事故により、大量の油の流出や火災が発生し、又は発生のおそれのある場合に、その拡大を防止し被害の軽減を図るために必要な対策を実施する。

1 情報収集・伝達体制の整備充実

油等汚染事故への対応を総合的かつ効果的に実施するため、海上保安部、市（消防機関）、県、警察等関係機関は、早期の情報収集ができるよう情報連絡手段の充実及び伝達体制の確立に努める。

2 対応体制の整備

(1) 応急活動体制の整備

- ア 海上保安部職員は、職員の非常參集体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化する。
- イ 中国・九州地方整備局は、港湾建設、海岸保全施設等の海上災害発生に対応する活動体制の強化を図る。
- ウ 県及び市町は、海上災害発生時における応急活動体制の強化を図る。

(2) 連携協力体制の確保

ア 油・危険物等の海上流出事故等が発生した場合における防災対策に備え現在、関係機関、団体、事業所を構成員とする「各地区排出油等防除協議会」が岩国（周東・大竹）地区、周南地区、閲門・宇部地区及び北部沿岸地区に設置され、官民一体となった海上災害への対応がなされており、その連携強化を図る。

イ 油等汚染による動植物等の保護、環境保全等への対応も必要となることから、関係機関は必要な体制の整備に努めるとともに、関係機関相互間、関係団体等との連携協力体制の確保に努める。

3 関係資機材の整備

- (1) 国土交通省令で定められた船舶所有者及び施設の設置者及び係留施設の管理者は、海防法に基づき排出油等の防除措置の実施に必要な資機材を船舶内及び施設等に備え付ける。
- (2) 海上保安部は、油等汚染事故への対応を迅速・的確に実施するため必要な資機材（船艇、オイルフェンス、処理剤、吸着材等）の充実を図る。
- (3) 市及び県は、排出油等から保全すべき施設・設備・海岸等を検討し、必要な資機材（船艇、オイルフェンス、処理剤、吸着材等）の整備充実を図るとともに関係機関を指導する。
- (4) 県は、油等の防除に必要な資機材の調達先等の把握等に努める。

4 訓練等

市、海上保安部、県、関係事業所等は相互に連携し、危険物等の大量流出、火災爆発事故等を想定した訓練を定期的に実施し、必要な技術の習得等に努めるものとする。

5 指導及び普及啓発

海上保安部は、関係者に対して講習会、訪船指導等により、危険物等の大量流出事故発生の防止及び事故発生時の対応等について指導を行い、これを通じて海洋環境保全に係る思想の普及啓発を図るものとする。

第3項 協力支援体制の整備

関係機関、事業所等は、海上災害の防止・防除活動の迅速円滑な対応を図るため、従来から関係者相互間で協定等を締結してきているが、さらにその充実を図っていくものとする。

第2節 陸上交通災害予防計画

第1項 道路

1 現況

本市の道路は、高規格道路「山陰自動車道」の萩・三隅道路及び長門・俵山道路を含む国道が191号・316号・491号の3路線で延長63.3km、主要県道が7路線延長68.3km、一般県道が13路線延長82.4km、市道が1,364路線で659.4kmとなっている。

2 対策

市道・県道の整備は、国道や主要県道など幹線道路に比べて立ち遅れているが、日常生活に密着した生活道路としての役割を重視して、その整備を進める必要がある。

これから道路交通網の整備は交通安全の立場から、例えば、分離帯、自転車歩行者道、安全な歩道、沿道緑化など積極的に整備を推進する。

また、昼間巡回、夜間巡回及び定期巡回の計画を立て、必要に応じて異常時巡回計画を立てるものとする。

第2項 鉄道

1 現況

本市にある鉄道は、山陰本線とこれを結ぶ美祢線、仙崎線があり、有人の長門市駅のほか、長門三隅、長門古市、人丸駅など市内にはJR駅が10駅ある。

旅客、貨物の鉄道輸送シェアが車による道路輸送に移行しつつあるものの鉄道の重要性は高く、大量で安全な基幹交通であるとともに公共輸送機関の一翼を担っている。

2 対策

土砂災害等からの鉄道の保全を図るために、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の整備・点検を行うよう努めるとともに事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他の鉄道事故による線路の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、保安設備の点検等の運行航管理体制の充実に努めるものとする。

第19章 産業災害予防対策

第1節 危険物等災害予防計画

第1項 危険物等関係施設の安全性の確保

- 1 市（消防本部）、県、国及び関係機関は、事業者、高圧ガス製造保安責任者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の向上を図るものとする。
- 2 市、県及び事業者は、危険物等災害が発生した際に、消防機関等が発災事業所に確実に到達することができるよう複数の進入経路の確保に努めるものとする。
- 3 市は、建築物用途の混在を防止するために、用途地域の都市計画決定を行うよう努めるものとする。
- 4 市、県、国及び事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を行い危険物関係施設の安全性の向上に努めるものとする。
- 5 市、県、国及び事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複数を別途保存するよう努めるものとする。

第2節 営農災害予防計画

第1項 農地防災事業の整備対策

洪水、高潮、土砂崩壊、溢水等に対して、農地、農業用施設等を防護する。

- 1 滞水防除事業の促進
豪雨時の滯水のため、農地、農業用施設、農作物等の被害の発生を防除するため、滯水地域に対し滯水防除の調査・計画をし、施設整備事業の実施を図る。
- 2 ため池等整備事業
農業用ため池の堤体、樋管等が老朽化し、すみやかに施設の補強を要するもの及び立地条件等からみて適切な維持管理を行う必要のあるため池についてため池等整備事業を進める。
- 3 農地保全事業
豪雨等の災害による農地の被害を防止するため、特殊土壌地帯、急傾斜地帯の農用地を対象に災害防止と共に農地の流亡防止のため農地保全事業の実施を進める。
- 4 海岸保全事業
高潮及び浸食による被害から海岸を防護しもって国土保全に資するため、農林省所管海岸保全区域について海岸堤防の整備を図る。
- 5 地すべり対策事業
地すべり現象を防止し、国土保全に資するため、農林水産省所管地すべり防止区域について地すべり防止施設の整備を図る
- 6 防災ダム事業
洪水による被害を未然に防止するため洪水調節用ダム及び関連施設設備事業の実施を図る。
- 7 土砂崩壊防止事業
風水害等による土砂崩壊の危険の生じた箇所において、農地及び農業用施設の災害を防止するための事業を進める。
- 8 農業用河川工作物応急対策事業
洪水、高潮等による災害発生を未然に防止するため治水機能の劣っている施設の整備補強を図る。

第2項 防災営農指導対策

1 指導組織

各種の気象災害による農作物等の被害を防止するため、県農業振興課、畜産振興課及び農林水産事務所（農業部、畜産部）と連携を図る。

2 防災営農方式の確立

災害常襲地域又は異常災害が発生したときは、それぞれの地域の特性と発展の方向に応じ、水稻、野菜、花き、果樹、飼料作物、畜産等の作目ごとに必要とする防災営農方式を確立する。

第20章 津波災害予防対策

第1節 津波防災意識の向上

津波による人的被害を軽減するためには、防災関係機関による防災対策の推進と同時に、市民一人ひとりが自らの命は自分で守るという心構えをもち、発災時における冷静な行動のとり方を身につけることが最も重要であり、そのような風土・文化を醸成する必要がある。

このため、市、県及び防災関係機関は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、市民に対し、津波に関する防災知識の普及啓発を推進するとともに、防災教育の推進に努め、市民の防災意識の向上を図る。加えて、発災時に円滑かつ的確な行動が行えるよう、自主防災組織等と連携して実践的な防災訓練を実施する。

第1項 津波防災知識の普及啓発

津波による人的被害軽減を図るためにには、住民一人ひとりの自主的な避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示（緊急）の意味と内容の説明などの啓発活動を行うとともに、防災に関する情報を分かりやすく発信する。

また、避難行動に関する知識、津波の特性やメカニズムなどに関する情報、津波の想定・予測の不確実性について周知を図るとともに、家庭での予防・安全対策等の普及啓発を図る。

津波避難に関する次の内容の普及啓発を図る。

- 1 強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自動的にできるだけ高い場所に避難すること。避難にあたっては、徒歩によることを原則とし、自ら率先して避難行動をとることが他の地域住民の避難を促すこととなる。船舶については、時間的余裕がある場合には、港外（水深の深い広い海域）に待避すること。
- 2 地震による揺れを感じられない場合でも、大津波警報・津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること。標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波注意報でも避難する必要があること。海水浴等により海辺にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること。
- 3 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること。第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性や、場合によっては数時間から1日以上にわたり、津波が継続する可能性があること、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性があることから、警報等解除までは沿岸部に近づかないこと。
- 4 地震・津波は自然現象であり想定を超える可能性がある。特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災もあり得ること。
- 5 家族等の安否確認のために津波の危険性がある地域へ戻ったり、その場に留まったりすることのないよう、家族等の安否確認の方法や、津波から避難した際の集合場所等について各家庭であらかじめ話をし、決めておく必要があること。

第2項 防災教育

市、県及び防災関係機関は教育機関及び民間団体等と密接な連携を図り、津波や防災についての基本的な事項を理解し、主体的な避難行動を取る姿勢を醸成する防災教育を実施する。

- 1 学校における防災教育のための指導時間の確保をはじめ、津波に関する資料等の配付、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、津波に関する防災教育を実施する。
- 2 住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。
- 3 公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な関わりの中で、津波防災に関する教育の普及推進を図る。

4 津波浸水想定を踏まえた避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、周知を図る。

第3項 津波防災訓練

防災週間等を通じ、市、県、住民及び事業所等が一体となり、積極的かつ継続的に実践的地域訓練を実施し、防災活動力の向上や住民の適切な避難措置等に努める。

- 1 夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく津波防災訓練を行うよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。
- 2 津波災害を想定した訓練の実施にあたっては、津波到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

第4項 要配慮者への配慮

市及び県は、防災知識の普及や防災訓練の実施にあたっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。

第2節 津波からの避難

津波からの迅速かつ的確な避難のため、市は地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示（緊急）の具体的な発令基準をあらかじめ定めるとともに、県をはじめ防災関係機関等の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、テレビ、ラジオ（FMアカア放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた情報伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

第1項 避難に対する基本的な認識と周知

津波災害は、波源域の場所や地形の条件等によって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じるなど地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要があり、さらに、自然現象であることから、大きな不確定要素を伴うため、想定やシナリオには一定の限界があることに留意すること。

1 避難方法

津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難にあたっては徒歩を原則とするが、歩行困難者が避難する場合や想定される津波に対して徒歩で避難が可能な距離に適切な避難場所がない場合のように、自動車避難を検討せざるを得ない場合においては、自動車による避難には限界があることを踏まえ、各地域で合意形成を図ったうえで避難方法の検討をする必要がある。

2 津波ハザードマップの作成・周知

市は、県の津波浸水想定等を踏まえ、津波防災地域づくりに関する法律第 55 条に基づく津波ハザードマップを作成し、住民等への周知を図る。

なお、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分に検討し、地域の防災教育や津波避難訓練に活用するなど効果的な周知に努める。

3 津波避難体制の確立

市は、津波が発生した場合に行政と住民等が迅速かつ的確に行動することできるよう、避難対象地域、避難場所・避難施設、避難路、津波情報の収集・伝達方法、避難指示（緊急）の具体的な発令基準、避難訓練の内容等、地域の実情を考慮した具体的かつ実践的な津波避難計画の早期作成に努め、津波避難訓練等を通して、より実践的な計画にするよう見直しを進める。

(1) 避難指示（緊急）

市は、避難指示（緊急）の発令基準や手順、伝達方法等をあらかじめ定め、津波警報等が発表された際に、直ちに避難指示（緊急）ができる組織体制の整備を図る。

(2) 住民等の避難誘導体制

- ア 津波発生時には、徒歩による避難を原則としつつ、各地域の実情や要配慮者の存在等を踏まえ、自動車での安全かつ確実な避難方法をあらかじめ検討する。
- イ 避難する住民の安全確保はもちろんのこと、消防職団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。避難誘導にあたる者は、この行動ルールに従い、安全が確保されることを前提として、避難誘導する。
- ウ 避難場所の位置がわかるような案内・誘導板や標高（海拔）がわかる海拔表示板の整備に努めるとともに、避難場所の周知を図ること。
- エ 多数の人出が予想される漁港、港湾、船だまり、ヨットハーバー、海水浴場、釣り場、海辺の観光地、養殖場、沿岸部の工事地区等については、あらかじめ沿岸部の施設の管理者（漁業協同組合、海水浴場の管理者等）、事業者（工事施工者等）及び自主防災組織等と連携して、これらの者の協力体制を確保するように努めるとともに、地震発生直後に津波発生の危険性が高い場合においては、日頃から過去の事例等により啓発活動を行うよう努める。

4 要配慮者及び外来者の避難

- (1) 津波による被害のおそれのある地域の要配慮者施設等の管理者は、入所者の避難に相当の要員と時間を要することを考慮して、津波に対する安全な場所の確保、避難への近隣住民の協力をあらかじめ得る等、万全を期すものとする。
- (2) 市（地域福祉課・支所地域窓口班）は、要配慮者施設等の避難対策について支援するとともに、在宅の要配慮者の避難対策についても近隣住民、自主防災組織等の協力が得られるよう体制の整備に努める。

また、観光地や海水浴場等外来者の多い場所では、駅・宿泊施設・行楽地におけるハザードマップの掲示、避難場所・避難路の誘導表示・海拔表示板などにより、周知を図る。

5 津波避難体制確立への県の支援

県は、津波が発生した際に、市の津波対応や住民等の迅速な避難行動ができるよう、市に津波浸水予測図や津波高、浸水深など津波シミュレーションを実施した結果のデータを提供するとともに、避難方法及び避難場所、避難路等を指定する際の基本的な考え方や方向性を示した津波避難計画策定指針等を作成し、津波ハザードマップや津波避難計画の作成、見直しを支援する。

第2項 津波情報の伝達体制

- 1 津波警報等及び避難指示（緊急）の伝達について関係機関はあらかじめ漏れのないよう系統、伝達先を再確認しておくものとする。
- 2 地域住民等への情報伝達体制の確立
 - 住民等には迅速に避難行動をとってもらう必要があることから、市はあらゆる広報伝達媒体（有線・無線電話、同報無線、広報車、サイレン等）や組織等を活用し、住民等への津波警報等及び避難指示（緊急）の迅速かつ的確な伝達に努めるとともに、避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。
- 3 同報無線の整備活用
 - 地域住民等に対する情報伝達や避難指示（緊急）を迅速かつ、確実に実施するため、同報無線の整備拡充、更新に努める。
 - また、停電の影響やバッテリーやバッテリーカッター等のためその機能が失われないよう、非常用電源の確保、耐震性の向上や津波の影響を受けない場所への移設などを検討する。
- 4 多様な伝達手段の確保
 - J-ALETRの受信機と防災行政無線の自動起動機の運用や、エリアメールや緊急速報メール、衛星携帯電話やワンセグ、スマートフォンなどのあらゆる情報手段の活用を検討する。
- 5 海岸線等への情報伝達
 - 海岸線付近の観光地、海水浴場等に対する迅速かつ、効果的な情報伝達体制の整備を図るとともに、観光客等へ情報伝達できる体制の確立に努める。

6 港湾、漁港、船舶等への情報伝達

港湾関係機関、漁港管理者、漁業協同組合等と相互協調のもと、迅速な情報伝達体制の確立に努める。

第3節 海岸保全施設等の整備

第1項 海岸保全施設等の整備

1 海岸保全施設の整備に係る基本的な考え方

護岸や堤防など海岸保全施設の高さ・構造等の設定は、想定される津波のうち、発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波の推計結果等を踏まえ決定することとする。また、施設整備については、過去の被災状況や背後の土地利用等を勘案し、緊急度の高い箇所から引き続き進める。

2 津波防災対策を策定するにあたって必要となる検討事項

(1) 性能水準

海岸保全施設の整備にあたって必要となる耐震性、液状化対策等の性能水準を検討する。

(2) 電動化・自動化等

水門、陸閘等の閉鎖については、津波発生時における作業員の安全確保の観点から、電動化や自動化等の必要性について検討する。

第2項 避難場所、避難経路等の指定・整備

1 避難場所の整備にあたっては、津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。

2 住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。

3 避難路の整備にあたっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号減灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう安全性の確保を図るものとする。

4 避難場所の案内板や避難誘導標識、海拔表示板等の整備に努める。